

○議事日程（平成二十九年十二月二十一日第二日）

日程第一

会議録署名議員の指名

日程第二

諸般の報告

日程第三

町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 青山貞一

一 番 北倉義博

二 番 岩永義仁

三 番 長澤龍夫

四 番 大橋三男

五 番 三田正敏

六 番 吉田太郎

七 番 早崎百合子

八 番 野村永一

九 番 田中敏弘

十 番 松永民夫

十一 番 林輝見

十二 番 青山貞一

十三 番 水谷久美子

○欠席議員

なし

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 大橋 孝

副町長	長谷川 悟
教育長	並河 清次
総務部長兼 総務課長	田中 信行
総務課長	川地 憲元
企画政策課長	古川 一夫
総務部税務課長	高木 勉
住民福祉部長兼 住民人権課長	高橋 正人
住民福祉部長	松岡 弘泰
子ども課長	木村 嘉志
住民福祉部長	桐山 一則
生活環境課長	高木 伸一
産業建設部長兼 水道課長	前田 勝治
産業建設部参事	高木 伸一
産業建設部課長	伊藤 幸広
産業建設部課長	大倉 修
産業建設部課長	田中 一也
産業建設部課長	田中 隆
産業建設部課長	佐藤 昌子
産業建設部課長	佐藤 昌子

教育委員会	久保寺利明
生涯学習課長	
消防次長	渡辺章博
消防予防課長	吉田英之

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	佐藤嘉但
議会議務局書記	國枝利法

(開議時間 午前九時二十九分)

○議長(青山貞一君) おはようございます。

平成二十九年第四回養老町議定会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。

全員の御起立をお願いいたします。傍聴者の皆さんも御一緒にお願いをいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員出席であります。

なお、執行においては、野村消防長が親族の葬儀後にかかわる行事のため、また近藤消防次長は体調不良のため、それぞれ欠席し、答弁等については渡辺消防次長が対応しますので、御報告をいたします。

ただいまから平成二十九年第四回養老町議定会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(青山貞一君) それでは日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百七条の規定によって、三番 長澤龍夫君、四番 大橋三男君を指名します。

○議長(青山貞一君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

○議長(青山貞一君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

それでは、六名の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、四番 大橋三男君。

○四番(大橋三男君) それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、二点について質問をいたします。

初めに、空き家の対策となります補助金の制定についてでございます。この空き家対策の案件につきましては、私は質問として以前から準備をしておりましたが、先般、養老町空き家等対策計画の素案が示されましたので、今回は要点のみを質問させていただきます。

空き家対策といたしましては、町の人口が二十年後に二万人に

減少し、それに伴う空き家の増加で、適切な管理が行われない状況が懸念をされるものでございます。

現在、調査によりますと、町内においても四〇〇戸近くの空き家が報告をされております。うち管理不十分と思われるようなものが二〇％程度存在をしているということでございます。今後についても増加は回避できないという状況であろうというふうに考えております。

また、リフォーム等で活用が可能ではないかという意見もございますが、こういったものについては非常に現実性が薄いと考えられ、野放しで管理できない空き家については、雑草や雑木の繁茂、また獣ですね、鳥獣、そういったものがすみ着く。また、昨今言われております蜂の対策、そういったもの、また老朽化すれば建物の崩壊、またいたずらですね。そういった環境面や衛生面、防犯面でも周辺への悪影響を与えるというふうに考えております。今回の素案を見せていただきましたが、内容としては、大きなものとして管理者や所有者への指導や勧告、または空き家の利活用や用途以外への転用等、広域的な活用が示されておりますが、私はそれは一部の市街地での可能な政策ではなからうかと思えます。やはり農村部等では、先ほど申しました環境面や防犯面の悪化で、地域の活性化にはつながらない、そんなふうに思われます。それで、私は空き家対策の案としては、取り壊し、これからこの推進が第一ではなからうかというふうに考えております。

そこで、質問をいたします。

空き家対策の一案として、取り壊しをする際の費用に補助金等の制定を提案したいというふうに考えます。行政のお考えをお聞かせください。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、大橋議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

空き家対策といたしましては、空き家は個人資産であり、所有者に対し、除却、修繕、立木竹の伐採、その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、助言または指導を行い、所有者みずからの責任において、早期に解決が図られるよう取り組むべきだと考えております。

議員の言われる取り壊しの費用の補助制度につきましては、取り壊しを推進させる契機になるかとは思われますが、本来、適正管理すべきは所有者の責務であり、適切な管理を行うべき所有者に補助をするということについては、さまざまな御意見があるうかと思えますので、今後、他市町の状況及び国、県の施策に注視し、勘案しながら進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） 答弁をいただきました。

個人みずからの責任であると、私も当然そのように思っていますし、行政の責任を問うものでありません。しかしながら、いろんな形の中で補助金等々もあるうかと思えます。そんな中で、また一つの案としてお考えをいただければというふうに思います。

また固定資産税でございますが、この案件につきましても、住宅用地の特例措置でございますが、これは国の施策でございますので愚問かも知れませんが、取り壊した後、更地状態になりますと特例措置がなくなります。家が建っているところよりも六倍近い課税が必要になるというふうに考えられます。また、こういった制度も、取り壊しを妨げる制度の一例ではないかというふうに

思います。また、素案でも、危険空き家等にも特例が解除されるとありましたので、その辺も考慮の上、一軒でも多くの環境がいい取り壊し作業ができればというふうに思いますので、その辺も考慮の上、検討をお願いし、提案としてこの質問を終わらせていただきます。

次の質問をいたします。

次の質問、危機管理対策室等の設置についてでございます。

この質問につきましても、平成二十九年九月の議会の一般質問の中でも、私、防災対策の充実を図る要望として、防災対策課の設置を提案させていただいております。

今回は、社会情勢の変化によりまして、そういった自然災害のほか、北朝鮮によるミサイル問題というような危機も踏まえ、今回の要望をいたします。

自然災害につきましては、御存じのとおり、地震や台風によるものや昨今の異常気象で見られるゲリラ豪雨や水害、また土石流、そういった被害がございました。また、先般、気象庁の気象研究所でのスーパーコンピュータの研究経過によりまして、温暖化の進行で九百二十ヘクトパスカル規模の台風が、これまでは十年に三度程度であったというものでしたが、今後は五個以上の上陸が考えられるという推定の発表がございました。

また、御存じのように、地震においても南海トラフ地震や東南海地震が三十年以内に起きる確率が七〇%以上だとも言われております。水害においても、今年は町全体に避難命令が発せられるなど、町民の災害に対する危機感は募るばかりというふうに考えております。

そんな中、岐阜市では建設機械関係の会社と避難所の冷暖房機器や発電機、また簡易トイレ等の優先的な貸出協議を交わし、災

害に備えているという報道もなされております。

また、今回は自然災害のほかに北朝鮮によるミサイル発射への対応も必要になってきているのではなからうかというふうに思っております。これにつきましては、国としても全国瞬時警報システム、Ｊアラートでございますが、そういったことで対応され、ことしの九月に津軽海峡付近上空を通過したと見られたときには、北海道から東北地方を初め、北陸、中部の一部にわたる十二県にそういったものが発信されました。また、緊急情報ネットワークシステムでは、各自自治体にメールで通達がなされております。この件については、私個人的には不安視は持っておりますが、やはりことしに入って十数回発射をされており、先般の報道でも、国内で二カ所のミサイルの追撃基地を建設するというような報道もなされております。やはり備えあれば憂いなしというような考え方の中から、県内の対応でも、岐阜市では九月にミサイル発射時の指針の作成や避難訓練、十月には下呂市の小学校で避難訓練、また今月に入っては近隣の垂井町の一部地域で、情報なしでの避難訓練を行ったというふうに聞いております。

そこで質問いたします。

当町の今後の災害に対する行政対応もさまざまな分野に拡大をされております。危機管理対策について一括して対応できる対策課や対策室、そういったものの設置をまず求められます。行政の考えをお聞かせ願います。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、二点目の質問にお答えをさせていただきます。

現在、防災及び国民保護は、総務課において平常時は防災係長兼国民保護係長以下三名、水防は建設課において係長以下二名で

対応をいたしております。また、台風などの災害時には、総務課、建設課はもとより、関係課職員で対策本部の運営を行っているところでございます。

また、単独の防災担当部署の西濃管内の設置状況につきまして、大垣市は、防災に加え、交通安全、防犯等を所管する課。そして海津市は、防災に加え、監察室を所管する課がそれぞれ設置をされております。町では、輪之内町が防災に加え、交通安全、防犯等を所管する課が設置をされております。

本町におきましても、近年日本国内で多発する地震、水害及び土砂災害等を危惧する声や昨今の国際情勢、各種要望等からも防災力の向上が喫緊の課題であると認識をいたしております。しながら、対策室を設置し、専属で職員を設置するとなると、現在の職員数を考えますと大変厳しい面があるのが現実でございます。職員の兼務等も考えながら、配置について検討をしてみたいと存じますので、御理解をよろしくお願いいたします。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） 近隣の町村の対応ということもお聞きをいたします。やはり安心で安全なまちづくり、これは当然行政のみならず、自助・共助も重要でございます。基本的には自分のことは自分で守るということでございますが、そういった住民意識を指導していく必要性も感じますので、事に対する対応だけでなく、事前に危機管理を、住民が意識を持つという必要も感じておりますので、そういった指導できる形を希望し、重ねて要望して質問を終わります。

○議長（青山貞一君） 以上で四番 大橋三男君の一般質問を終わ

ります。

○議長（青山貞一君） 次に、七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従いまして、二項目について一般質問させていただきます。最初に、一項目め、養老改元一三〇〇年祭の中間評価と町のイベント、産業フェスティバルのあり方について伺います。

養老改元一三〇〇年祭は、養老改元一三〇〇年プロジェクトの中でも、本町の今後を左右する大きな転機となることから、万難を排して成功させなければならないと思っていると、町長は施政方針で述べられております。

三月二十日のオープンセレモニーを皮切りに、町内外から大きな注目を集めて繰り広げられた養老改元一三〇〇年祭本祭実施事業が、十二月二十三日、明後日にクロージングセレモニーが行われます。養老改元一三〇〇年祭については、町内外から大勢の観光客があり、幾つかの課題を残したものの、全体として地域振興に寄与して、成功裏にその幕をおろそうとしております。これまでの関係者の御尽力に敬意を表するとともに、今後の町のイベントのあり方についても考えをめぐらすチャンスと捉えなければいけないのではと考えております。

養老改元一三〇〇年祭の各々イベントについては、今後のあり方も含め、最終的に総合的な評価はもちろんです。各事業についての評価、検証も進められるものと推察しておりますが、平成三十年度の予算編成時期でありますので、まずは、わかる範囲で現段階における改元イベントの中間評価をお尋ねしたいと思えます。

また、本年は改元イベントを成功させるために、平成十一年か

ら平成二十三年まで実施していた産業フェスティバル等が、会場変更も含め従来とは実施方法もかなり変更されております。十年に一度の改元イベントであるため、その目的達成のため、全てを集中させるのは当然でありますが、来年度以降の実施について、開催場所、開催日時の設定も含め、どのようなお考えなのか気になるところであります。

そこで、次の事項について、町長及び担当課の見解をお伺いいたします。

一点目、養老改元一三〇〇年祭の現時点における評価についてどのように考えておられるのでしょうか。このイベントは、一過性のもものでは意味がないと思われませんが、今後の展開についてどのようにお考えですか。現段階のお考えは。

二点目、各種イベントが養老公園周辺に集約され実施されてきましたが、今後の扱いについてはどうなのでしょう。各地域で実施された地区イベント、地域の日以外は、ほとんどが養老公園一帯に集中して行われてきましたが、その点については。

三点目、総合体育館・多目的広場で開催されていた従来の養老町産業フェスティバルのあり方についてであります。養老改元一三〇〇年イベントとかわりなく、来年度以降、多くの町民の皆様の声を反映した産業フェスティバルを実施していただくことを提案したいと思えます。その点について、どのように考えておられるのでしょうか。

以上、三点について明確な御答弁をお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、早崎議員の一点目の一三〇〇年祭の中間評価と、それから産業フェスティバルのあり方について、三点についてお答えをさせていただきます。

まず一点目でございますけれども、今後の展開についてどのように考えているのかという質問でございます。

平成二十八年四月に策定をいたしました養老改元一三〇〇年祭の実施計画では、本祭によって確立、継承される養老町のブランドイメージを「健康・長寿を願う清流の原点として、全国から人が集うまち養老町へ」とし、誰にもわかりやすく、目標指標の一つを養老公園の年間利用者数に設定して、再び百万人以上にしますと説明をいたしました。

この目標値を達成するために各事業を進めてまいりましたが、養老改元一三〇〇年祭の総合的な効果について評価・検証を行うため、それぞれのイベントで来場者にアンケートなどを実施いたしております。

また、全ての事業を終えておりませんので効果等は算出できませんが、数値目標の一つであった養老公園の年間利用者数は、現時点で推計値ではございますが、目標値の百万人に達成する見込みであると伺っております。

また、期間中はマスメディアに何度も大きく取り上げられ、養老改元一三〇〇年、元号を町名にするまち養老、親孝行のふるさと養老、また、ひょうたんのまち、食肉のまちなどがPRされ、町のブランドイメージも高まったと考えられます。

一部金融機関系のシンクタンクによる新聞報道では、地方創生の観点で、養老改元一三〇〇年祭という明確なビジョンのもと、自然や歴史に恵まれた養老のブランド力を最大限に発揮していると評価もいただいております。

議員御指摘のとおり、この盛り上がりを一過性のものとせず、高めてきたブランドイメージを落とさないように、次の一手を打っていくべきだと考えておりますが、皆様の御期待を裏切るわけ

にはまいりませんので、検証結果を踏まえ、取捨選択していき
いと考えております。ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

それから二点目でございますけれども、養老公園一帯に集中し
ている点についての御質問でございますけれども、養老改元一三
〇〇年祭につきましては、確かに地域の日事業や体験博覧会及び
町民会館を使った行事以外については、養老公園をメイン会場と
して行ってまいりました。

これにつきましては、冒頭に申し上げました養老公園は、元正
天皇が行幸された史跡や孝子物語の舞台といった養老改元の由来
の地であったことに加え、約一千台を超える車の駐車場の確保や
養老鉄道の利用促進、また広域観光連携などさまざまな要件を兼
ね備えた場所は、本町のシンボル養老の滝のある養老公園一帯し
かございませんので、御理解をお願いいたします。

今後の取り扱いにつきましては、先ほどお話をいたしましたと
おり、検証結果を踏まえ、事業展開を考えていく中で決めていく
こととなりますが、人が多く集まり、にぎわいが出た一方で、交
通渋滞が頻繁に起きたということもございますので、イベント場
所も各種団体の意見を聞きながら十分に検証をしていきたいと考
えております。

三点目の質問につきましては、担当課長のほうから御答弁申し
上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（青山貞一君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） それでは、

三点目につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

議員御発言の産業フェスティバルについては、その前進である
産業祭を昭和六十年に中央公民館を会場に初めて開催後、産業福
祉フェスタ、産業ふれあいフェアなどと名称を変えとともに、

会場も総合体育館・多目的広場に移し、平成十一年からは産業フ
ェスティバルとして平成二十三年まで二十七年間続いてきた行事
でございます。

一方、本年の養老改元一三〇〇年祭本祭を前に、平成二十四
年からは五年にわたって養老公園を主会場に養老改元一三〇〇年プ
レイベント、親孝行のふるさとフェスタを開催してまいりました。
プレイベントにつきましては、一〇〇年に一度の機会を町内外
に広くPRするため、この従来の産業フェスティバルと養老公園
を会場に開催していた親孝行のふるさと養老秋まつり、秋の養老
園遊会という名称をつけていた時期もあったものでございますけ
れども、二つの催し物を基本に、企画、ブラッシュアップして開
催してきたものでございます。

議員からは、来年度以降、プレイベント開催前のような形に戻
して開催することの御提案であると解しますけれども、養老改元
一三〇〇年祭の一連の事業は、議員御発言のとおり、明後日、二
十三日に開催するクロージングセレモニーをもって終幕となりま
す。

先ほど町長からもお話がございましたが、全ての事業が終わり
ましたら、養老改元一三〇〇年祭本祭に係る事業の実績、評価及
び効果等の検証をいたしますので、産業フェスティバルの開催に
つきましても、その検証結果を踏まえて検討してまいりたいと考
えております。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 中間評価の御答弁をいただきました。養
老改元一三〇〇年祭、大イベントはまさに一〇〇年に一度の養老
を対外的に売り出す絶好の機会でもありました。町を挙げて各地

区のイベントでは、地域住民の皆が誇り得るべき地域資源を発信され、最近の地方創生にもつながる大切な養老の日実施事業が展開されたと実感しております。

実施事業については、行政側、住民側において、将来展望と問題、課題に対して、最終的な総括の評価を確実に検証することが重要であると思います。町民の御期待を裏切るわけにはいかないので、検証結果を踏まえて、取捨選択をしていきたいとお考えです。一過性の取り組みとすることなく、養老町が最飛躍して、新しい年につなげていかなければならないと思いますので、よろしくお願いをいたします。

産業フェスティバルの開催についての答弁は、養老改元一三〇〇年祭本祭にかかわる事業の実績、評価及び効果等の結果を受けて検討されると受けとめました。

私が今回提案させていただきましたのは、多くの町民の皆様はもちろん、各種団体、商工会女性部の方々からも従来の産業フェスティバル会場設定等も含め、大変期待されております。産業フェスティバルの開催の目的は、町内の産業関係者や生産者や商品等を広く紹介し、その普及啓発を進めるとともに、地域の活性化にぎわいの創出並びに町民とこれら産業に携わる人々の触れ合いを図ることでありまして、少し気がかりなことがありましたのは、養老町総合体育館が平成二十八年度から公益財団養老町スポーツ連盟に管理運営業務を委託されていますが、指定管理者ではないことから、町のイベントの実施については支障がないと聞き及んでいますので、実施されることを強く要望し、一項目めの質問を終わります。

続きまして、二項目めのがん検診と特定健診のさらなる向上についてお伺いいたします。

健康寿命の考え方は、今後のまちづくりにおいて大変重要であります。高齢化が進んでいる現在、町の人口は減少しつつあり、一方で医療費は確実に増大の方向にあります。

町長の施政方針で、健康づくりについては、がん早期発見・早期治療に結びつけるため、新年度より三年限定で胃内視鏡検査を含む、胃、肺、子宮、乳がんで全てのワンコイン、五百円検診を導入し、国民健康保険については、被保険者の減少に加えて医療費が増加し、非常に厳しい財政状況になっていることから、特定健康診査の実施により生活習慣病の早期発見・早期治療の啓発に努め、全ての町民が健やかに生活できるまちづくりを目指して、介護保険については、介護予防日常生活支援総合事業、新しい総合事業ですが、スタートすることに伴い、現行制度からの円滑な移行を進めるために、第四期介護保険事業計画の策定に当たっては、介護保険料は町の高齢化の状況や福祉サービスの進みぐあいで市町村に差がありますが、利用者のニーズの把握に努めるとして実施に向けて取り組んでおられるのが現状であるかと思いますが、そこで、次の事項について、町長及び担当課の見解をお伺いします。

一、がん検診と特定健診の当町の現状は。

二点目、がん検診の受診率、また、その受診率は他市町と比べてどうなのでしょう。

三点目、精密検査や要検査等になった人の対応はどのようにされているのでしょうか。要検査となった人に再検査を促す粘り強い取り組みが必要であると思いますが、精密検査、要検査等の追跡、フォローの体制はどのようにされているのでしょうか。

四点目、高齢化率の現状と今後の予測はいかがでしょうか。

五点目、学校において、がん教育や喫煙、飲酒による健康影響

等の学習は行っておられるのでしょうか。

以上、五点について詳細を明確に御答弁願います。

○議長（青山貞一君） 高橋健康福祉課長、答弁。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは、ただいまの早崎議員の御質問に關しまして、現状に關する質問でございますので、担当課、私のほうから一番から四番につきまして御回答をいたします。

まず、一番のがん検診と特定健診の当町の現状でございます。

がんは、平成二十七年には全国で年間約三十七万人、岐阜県で約六千人、養老町では約百人の方が亡くなっており、生涯のうち約二人に一人が罹患すると推計されております。

全国を百としたときの当町の近年五年間、平成二十二年度から二十六年度のがん部位別死亡指数では、男女とも胃がんが高く、男性が一三・五、女性が一四・五・二で、次に男性は肺がん一五・二、女性は乳がん一〇・五・八となっております。

このような状況下、がんを早期に見出し、必要かつ適切な診療につなげるため、がん検診業務では、胃・大腸・肺がんは四十歳以上、乳がんは三十歳以上、子宮がんは二十歳以上の方を対象として、養老郡医師会に委託し、今年度からは新たに胃内視鏡検査を開始し、胃、肺、大腸、子宮、乳がん検診全てでワコンイン、五百円検診を導入して、誰もが受診しやすい環境を整備したところであります。

特に胃がん検診は、これまでの胃エックス線検査に胃内視鏡検査を加え、検査の選択肢を拡大したものであり、全国的にも例を見ない巡回検診車により受診者の利便性に配慮し、鼻からカメラを入れる方法により実施しております。

また特定健診は、生活習慣病の早期発見・予防を目的に、平成

二十年四月から保険者が四十歳から七十四歳までの被保険者に対し年一回実施しており、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための特定健康診査は、高齢者の医療の確保に關する法律により、特定保健指導とともに実施が義務づけられております。

特定保健指導では、メタボ該当者及びその予備群を対象に、今後六カ月間無理なく取り組みそうな食生活の改善やウォーキングなどの目標を見つけ、継続できるように、保健師、管理栄養士が面接、電話、訪問により指導し、メタボからの脱出を目指して支援をしているところであります。

特定健診の受診率は、平成二十九年十二月現在で二九・五％と、同時点の県平均二八・〇％を上回っておりますが、毎年県平均を下回る状況が続いておりますので、受診票に過去三年分の受診データを記録し、受診の継続を促すとともに、コールセンターやはがきによる勧奨の実施や、毎月の広報紙に特定健診の重要性や保健指導に關する記事を掲載するなど、受診率の向上に取り組んでおります。

二点目のがん検診の受診率と、またその受診率を他市町と比べてでございますが、国のがん検診受診率の目標値は五〇％で、平成二十九年十月二十四日に閣議決定したがん対策推進基本計画において定めております。

平成二十七年において、当町のがん検診の受診率は、胃がん検診は国・県よりはやや高い状況であり、大腸がん検診は国・県より若干高くなっております。肺がん検診は国・県より低い状況になっており、子宮がん検診は県平均よりは上回っているものの、国とでは大きく下回っている状況であります。乳がん検診は県内の平均程度ですが、全国では低い状況であり、子宮がん同様、若

い年齢層へのアプローチが重要であると考えております。

三点目の精密検査や要検査などの追跡、フォロー体制でございますが、要精密検査者などの追跡、フォロー体制につきましては、平成二十八年度のがん検診精密検査でのがん発見状況では、胃がんは早期がんが一人、大腸がんは早期がん五人、進行がん三人、乳がんは三人、乳がん疑いが二人発見されております。特に、大腸がんは過去五年間でほぼ同数の方が見つかったている状況でございますので、未受診者は三十一人、一七・一％で、精密検査を受けていない人が多い状況であります。

がん検診結果により精密検査が必要と判断された方には、検診結果を送付し、精密検査が必要イコールがんではなく、もう少し詳しい検査を受け、よく調べましようとお声をいたしているところであります。

医療機関より精密検査結果の返答のない人、胃、大腸、肺、乳がんは一割から二割、子宮がんは四割の方には、精密検査受診の有無の確認と受診勧奨のため、検診結果送付二カ月後に調査票を送付し、体調不良、忙しい、検査するのが怖いなどの未受診理由や、受診している場合の結果などを把握いたしております。

受診済み回答者につきましては、医療機関へ照会し、結果を確認するとともに、未受診者や返信のない人には、電話等により、自覚症状のない早期の段階で発見すれば高い確率で治癒することや、精密検査を受けない場合には見つかるはずのがんを放置してしまうことを、相手の気持ちに寄り添いながら親身になって受診勧奨を実施しております。

また、受診勧奨により精密検査を受けられた方は、全体で三十人、七％という状況であり、受診者の中には、がんが発見されたケースもあります。ぜひ受診を受けていただけるよう、受診への

きつかけづくりに、これからもより一層取り組んでまいりたいと考えております。

四番目の高齢化率の現状と今後の予測でございます。

平成二十九年十二月一日現在において、六十五歳以上の高齢者率は三〇・五％であります。国の人口推計によりますと、二〇三五年には三三・四％、二〇四二年以降は高齢者人口が減少に転じても高齢者率は上昇し、二〇六〇年には三九・九％とされており、当町におきましてもこれに類して増加すると思われます。

私からは以上でございます。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌子君） 五点目の学校におけるがん教育や喫煙、飲酒による健康影響等の学習は行っているかについて回答を申し上げます。

まず、学校では学習指導要領の保健体育の中で、病気の予防と
いうことで、望ましい生活習慣を身につけることや、喫煙、飲酒、
薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となることを学習する
こととなっております。中学校では、がんを含めた生活習慣病の
予防、また喫煙、飲酒の害と健康として、三年生で年間三時間か
ら六時間の授業を行っております。一・二年については、宿泊研
修や長期休みの前に、生徒指導から講話や懇談会でプリントを使
い指導をしております。また、薬物乱用防止教室に関する協議会
の協力により、小学校六年生や中学生に、薬物とあわせ喫煙防止
の話をいただいております。

がん教育につきましては、国の第三期がん対策推進基本計画に
おいて、地域の実情において外部講師の活用体制を整備し、がん
教育の充実に努めると規定され、新学習指導要領の中でも、中学
校でがんについても取り扱うものとする」と明記されましたので、

時間数は今後ふえると思われます。

県教育委員会の指導を受けながら、がん教育・がんに関する知識の普及啓発を行ってまいります。

〔七番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 詳細に御答弁をいただきました。

受診率は岐阜県下においても、全てではありませんが、平均を下回る状況であることから、未受診者に対しての受診きっかけづくりに取り組んでいたただいておることは理解しておりますが、全般的に受診率が低いのは何が要因なのか、歯どめのかからない医療費の増加にどのように対応していくのか問うという意味でも、その成果が注目されます。

来年度から国民健康保険制度の大改革がなされ、各種健康保険制度の維持のためにも、一人一人の健康をどのようにチェックするのか問われることとなります。受診率の向上については、さらなる御指導をよろしく願います。また、提案ですが、関係の町用車にPR用マグネットシートを張りPRするなど、全町民の情報発信提供されることを一案として要望しておきます。

また、学校において、学校指導要領の保健体育での学習状況の説明をしていただきました。健康は年齢に関係なく、全ての町民の願いであります。幼い子供のころからは、健康保持に対する意識啓発が必要であると認識しております。県教育委員会の指導を受けながら、がん教育・がんに関する知識の普及啓発を行っていくと伺いましたので、大切な学校教育の一環として、よろしくお願いいたします。

また、長寿社会の中で、老いを養うという唯一のまちとして、長寿のまちを実感できる取り組みは大変意味深いものであり、町

の大きな特徴ともなるものと理解しております。健康長寿を延ばすことは医療費の節減にもなり、認知症対策にも大いに関係しますので、一層の推進をお願いします。

そこで、再質問をします。

健康長寿の延伸についての町の取り組みの状況をお尋ねします。健康長寿のまち養老にふさわしい取り組みを全町民の認識のもとで進めていくべきと考えていますが、町長の決意をお聞きして、二項目めの質問を終わらせていただきます。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） それでは、私のほうに対する質問にお答えさせていただきます。

平成二十七年より、医師会、歯科医師会推薦の医師及び歯科医師、それから薬剤師会代表、区長連絡協議会代表、養老町スポーツ連盟代表などを構成員といたしまして、養老町健康なまちづくり推進会議を定期的に開催し、町民の健康寿命延伸に関する事などに關して協議をしているところでございます。

この推進会議では、ロコモ、メタボ、認知症、がん、歯と口腔等をテーマに目標を定め、町民一人一人が自分の健康は自分で守るという意識の高揚と健康に対する正しい知識の普及、疾病の早期発見・早期治療を啓発してまいります。

また、特定健診や各種がん検診のさらなる受診率の向上、将来的に介護が必要になるリスクが高い高血圧、糖尿病、高脂血症などの生活習慣予防に努めるよう、一人一スポーツを推進するなど、町民の健康寿命の延伸につなげてまいりたいと存じますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。以上です。

○七番（早崎百合子君） 以上で一般質問内容を終わります。ありがとうございました。

○議長（青山貞一君） 以上で七番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は十時四十分といたします。議員の皆さんは議員控室にお集まりください。傍聴者の皆さんには、四階大会議室にてお茶の用意をしておりますので、御利用ください。

（午前十時二十二分 休憩）

（午前十時三十七分 再開）

○議長（青山貞一君） それでは休憩を解き、再開をいたします。

ここで休憩中に佐藤議会議務局長より一般質問通告者一覧表の訂正の申し出がありましたので、許可をいたします。

佐藤事務局長。

○議会議務局長（佐藤嘉但君） 本日配付させていただきました一般質問通告者一覧表の訂正についてお願いいたします。

まず、田中議員の質問事項三番目、公益通報保護制度となっておりますが、正しくは公益通報者保護制度についてでございます。それから、松永議員の質問事項二番目でございますが、公金のクレジット収納の導入に係るとなっておりますが、正しくは導入についての対応ということであります。

大変申しわけありません。訂正、よろしく願います。以上でございます。

○議長（青山貞一君） それでは次に、九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） ただいま議長に発言の許可を得ましたので、通告に従い、三項目について質問をいたします。

まず、教育行政についてであります。

この項目では、このプログラミング教育と教員の働き方改革に

ついて伺いたいと思います。

プログラミング教育については、二〇二〇年に小学校でプログラミング教育が必修化されることになりました。プログラミング教育とは、文科省によると、子供たちにコンピューターに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業につくとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としてのプログラミング的思考などを育成するものとされております。

具体的にはコンピューターを動かすプログラムの仕組みやつくり方を学ぶ教育であります。

内閣府が昨年六月に発表した資料「日本再興戦略二〇一六、第四次産業革命に向けて」によれば、プログラミング教育は、小学校では二〇二〇年度から、中学校では二〇二一年度から、高等学校で二〇二二年度からそれぞれ開始されることとなりますと述べております。さらにキーワードとして、第四次産業革命を掲げています。

第四次産業革命とは、IoT、ビックデータ、人工知能、ロボットセンサーの技術的ブレイクスルーを活用するようになる時代であり、その実現によって、技術、ビジネスモデル、働き手に求められるスキルや働き方に至るまで、経済産業社会システム全体が大きく変革され、今後、十ないし二十年程度で半数近くの仕事が自動化される可能性が高いとの予測や、子供たちの六五％は将来、今は存在していない職業につくといった予測があります。

将来、若者にとってそれは社会を変え、世界で活躍するチャンスであります。そこで、政府は若者が第四次産業革命時代を突き抜けて始動できるようプログラミング教育を必修化してITを活用した個別化学習を導入することを決定したとしております。

成功事例として、東京都のある小学校では、民間企業とNPO法人が実施するSTEM教育プロジェクトを通し、プログラミング学習を行っております。

授業では、基本操作の確認、プログラミングとはマイクラフットの説明など基礎を押さえた上で、身近なゲーム、マイクラフトなどを使ってプログラミングへの興味を育もうとしています。課題としては、デバイス、いわゆる機械や装置、さらには通信環境などの整備であるとしています。

開始が目前に迫るプログラミング教育ですが、全ての地域の子供が同じ程度の授業を受けるためには、教育人材の確保や設備面での環境整備を上げています。このような状況を踏まえ、七点についてお尋ねいたします。

一件目、絆プランで学校においては各校が特色ある教育を展開するとともに、グローバル化に対応するためICT教育の推進や外国語教育等の充実が求められている、このことから施策の目指す姿として目標値を掲げています。その中で、町内全小・中学校の校内LAN整備率が二〇二〇年度一〇〇%としておりますが、達成できるのか、また養老町のデバイス、いろいろな機器等々の整備ですが、この整備状況はどうなのかお尋ねをいたします。

二点目、二〇二〇年度プログラミング教育必修化に向けての進め方、また主な教員の指導体制、支援体制について伺います。

三点目、養老町のICT教育は相当おこなわれているとの学校現場の声があるが、認識しているのか。また、近隣市町の事業実態は把握されているのか。

四点目、土曜授業について町長は平成二十九年度施政方針の中で、実施回数をふやすとともに、学習機会の充実に努めると述べられています。ICT教育もぜひ踏み込んでいければと思います

が、見解を求めます。

五点目、ICT教育振興を図るため、広幡小学校をモデル校としてタブレット端末を配備し、平成二十八年一月二十六日に公開授業も開催され、養北小学校においても平成二十八年度にタブレット配備されておりますが、配備効果と今後の方針をお伺いいたします。

六点目、毎年度小・中学校ともに情報化推進事業として双方の予算計上し整備しているわけですが、町内各校の整備状況を見ると格差があり、好ましくない状況であると私は認識しています。格差解消のため一刻も早く整備すべきと思います。

大橋町長は、町長に初めて就任された所信表明の中でも、人材育成は重要課題と捉えておられますが、まさにこのタイミングでICT教育すなわちプログラミング教育に重点的にいち早く取り組み、尽力され、プログラミング教育に関して西濃の地域はもちろん、県下一を目指して先進地となるべきと切望するものですが、教育長のやる気、本気度を伺います。

七点目として、教員の働き方改革についてであります。

文科省の指針によりますと、二〇二〇年度から小学校高学年での英語授業が必須となります。また、道徳教育も小学校では二〇一八年四月、中学校では二〇一九年四月に正式な教科として全面実施されることになっていきます。特に、長時間労働の一因となっている部活動は、学校の業務だが必ずしも教員が担う必要がないとし、外部人材を積極的に活用するよう求めています。六月定例会水谷議員の一般質問で教育長は、中学校教員の部活対応について朝部活は七時半以降とし、今年度から高田・東部中とも月曜日は放課後部活なし等々、一定の取り組みをして改善しており、一部の新聞報道にあるようなひどい実態ではないと回答をされて

おりますが、こうした背景、いわゆる道徳教育、プログラミング教育の必修化を考える今後、教員に対してますます負担、責任増加が想定されます。

現在、養老町内小・中学校全てコミュニティスクールになっており、一部の地域では地域自治町民会議が設立されております。このような組織、団体と積極的に連携、協力を求めていくことも一案であると思いますが、見解を求めます。

○議長（青山貞一君） 教育長 並河清次君。

○教育長（並河清次君） 田中議員の質問に答えさせていただきます。

まず、一点目の後期基本計画の中にある校内LAN整備につきましては、平成三十二年度二〇二〇年度ですが、達成目標値が一〇〇%となっておりますが、平成二十九年度、今年度中に、小・中学校で一〇〇%整備が完了し、目標値を達成する予定で進めております。

機器の整備状況につきましては、小・中学校の合計台数ですが、タブレットが四十四台、実物投影機が十八台、プロジェクターは二十三台、電子黒板が八台となっております。

二点目の二〇二〇年度プログラミング教育必修化に向けての進め方、多忙な教員への指導支援体制につきましては、機器を整備することにあわせて、職員研修が必要になってきます。県教育委員会主催の研修会への参加を呼びかけたり、講師を招聘し町や学校で研修会を実施したりして、計画的に授業に活用できるように準備を進めてまいりたいと考えております。

三点目の養老町のICT教育は、相当おこなっているのではないかと思います。どこを基準にしての話かわかりませんが、整備が進んでいる市町もちろんありますが、極端に養

老町だけがおこなっているとは考えておりません。近隣市町の授業実態を把握しているのかということにつきましては、他校の授業実態をつかんでいる関係職員に尋ねたり、他市町の状況を聞いてもらったりしましたが、多くの市町では一部の職員でのICT機器を活用した授業実践はあるものの、まだまだこれからといったところであるということです。

四点目の土曜授業の実施回数をふやすことにつきましては、昨年度は年間三回実施しました。今年度は、年間九回実施を計画しており、昨年度より六回ふやしました。この十二月二日に六回目を実施したところです。

学習内容につきましては、ふるさと学習や各校の特色ある活動、基礎学力の向上に向けての学習を行っております。土曜授業の回数につきましては、来年度以降も今年度同様九回程度とし、ふやす予定は今のところございません。

土曜授業にICT教育を組み込むことにつきましては、土曜授業は今お話ししましたように、各学校の年間計画に基づいて計画的に実施されております。内容は、ふるさと学習や基礎学力の向上、特色ある教育活動としております。学校の考え方のもと、学校の特色ある活動にICT教育を組み込むことは可能かと考えております。

五点目のタブレットの整備効果と今後の活用方針につきましては、今、田中議員の話にもありましたが、平成二十八年一月二十六日に広幡小学校でタブレットを活用した公開授業を皆さん方にも参観していただきました。その後、養北小学校でも校長会や事務所、西濃教育事務所訪問時に学級活動や理科の授業でタブレットを活用した授業を公開していただきました。

学級活動や理科以外の教科でも図画工作では制作の様子をグル

ープごとに撮影し、技能を全体に広めたり、体育でも体操や跳び箱、ダンスなどで体の動きを撮影し合い、自分の動きを確認したり、算数ではグループでの話し合いの結果を即座に交流し合ったり、社会科や総合的な学習の時間では、地域に出かけたときにお店の様子とかインタビューの様子等をその場で録画し、帰ってきたから編集したり考察や反省をしたりして活用などをして授業に有効に活用することができ、効果が上がっております。

タブレットを授業の中で有効に活用していくためには、それなのりのノウハウが必要で、全員が授業で活用できるようにするためには研修を実施する必要があります。

県が主催する研修会への参加を呼びかけるとともに、これまで導入しました広幡小学校や養北小学校で職員研修を今後も実施し、その折、町内の他校の職員にも参加を呼びかけ、資質・技能の向上を図ってまいりたいと考えております。

来年度以降は空調等の整備もあり、全体の教育予算を考えながら、順次機器の整備と研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

六点目の格差解消のために一刻も早く整備すべきではないか、教育長のやる気はどうかということにつきましては、タブレットの未整備の小学校五校につきましては、計画的に整備していきたいと考えております。

ただ、機器を整備すればそれで終わりというわけではなく、今お話しましたように、教員の指導力の向上にも努めなければなりません。さらには、プログラミング教育用ソフトの購入にもお金がかかってまいります。そういったことについても考えながら、計画的に対応してまいりたいと考えております。

また、田中議員の質問の中にもありましたように、プログラミ

ング教育は、筋道を立てて考える力や論理的な思考力を身につける教育であり、問題解決に主体的に取り組む態度を養うことであると云えます。

数学や理科教育を一層充実させたり、教育の中で筋道を立て説明したり、相手にわかるように話し合うこと、身近な問題に主体的に取り組み解決していく力を養うことも大切にし、指導していきたいと考えております。

プログラミング教育で県下一を指すということについては、県内におきましては岐阜市のように非常に先進的な市があり、同町が県下一を指すには非常にハードルが高いというふうに考えておりまして、同町がプログラミング教育で県下一を指すということは非常に難しいのではないかとこのように考えております。

最後七点目、教員の働き方改革につきましては、新聞に出ておりました内容で申しますと、登下校時の指導につきましては、既にコミュニティースクールのサポーターとして多くの方だったりにお世話になっております。また、部活動指導についても、現在大体ほぼ毎年十五名以上の方々に高田中学校や東部中学校の部活動指導員としてお世話になっております。さらに部活動につきましては指導者が不足しておりまして、スポーツリーダーバンク登録制度をつくって、その登録していただいた方からの起用を進めることができたというふうに考えているところです。

他の給食費の徴収とか授業の準備、給食費の対応等につきましては、今お話ありましたが、コミュニティースクールや地域自治町民会議の中で話し合っていたきながら学校に力を貸していただけたらというふうに考えております。以上で終わります。

〔九番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今、教育長の答弁の中で、プログラミング

教育の県下一を目指して先進地になるのはどうかという提案については、なかなかやる気が伝わってきませんでしたので、今後あらゆる課題が多いということは承知いたしておりますけれども、やはりこれから物すごく時代が変わると、こういう条件の中でいち早く何か特色あるこういうものを出すとなると、このタイミングで一番いいかなと思っております。

それから、今後御尽力を求めたいと思いますし、きのう新聞報道ございましたね、文科省が来年度外部人材を七千五百人導入するというようなことで、先生の働き方改革について少しでも軽減すると、こういうことでこの補助制度もある程度あると思いますので、こういった情報をいち早く取り寄せて、何とかこの先生が働き方改革によって子供たちも生き生きと授業ができるとこういう体制をいち早くつくってもらいたいなど、このように思っておりますので、ちよつとこれだけでも本当は一時間ぐらいほしいぐらいですけれども、この辺でこの件については終わりたいと思います。今後とも尽力を求めておきます。

次に二項目めに入りたいと思います。

地籍調査についてであります。

地籍調査は、国土調査法に定められ、国交省が所管する国土調査の一つであります。一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目を調査するとともに、境界の確認、地積の測量を行い、現況に合った正確な地図及び台帳を作成する。他方、地図を含めた土地に関する記録は、不動産登記法に基づき、登記所において管理されています。

このうち地籍調査等を経た精度の高い地図は、全体の約五二％にとどまっているとの統計もあります。それ以外の四割超は、地

図に準ずる図面として制度の高い地図にかわる公図となっておりませんが、この公図は、明治初期の地租改正時につくられた図面がもととなっており、地租改正当時、測量技術が未熟であったことや、図面が短期間で作成されたことなどから、登記所にある地図や図面の多くは、境界や形状等が必ずしも現地と整合しておらず、登記簿上の土地の面積も正確ではない場合があります。このため、現況と一致する正確な地図を作製して地籍の明確化を図り、改められた土地情報をもとにした固定資産税の算出など、地籍図が市町村におけるさまざまな行政事務の基礎資料として活用されることが期待されているところであります。

なお、地籍調査はあくまで実態調査であり、所有権等の権利関係の変更や新たに境界を訂正することを目的とするものではありません。

地籍調査の必要として、一番、土地取引の円滑化、土地登記手続の簡素化、二番目として公共事業の効率化、まちづくりへの寄与、三点目、固定資産税の徴収適正化、四点目として災害復旧・復興事業の迅速な実施ができること等が挙げられます。

また、地籍調査に係る経費の負担割合は、市町村が実施主体となる場合は、国が経費の二分の一を負担し、都道府県が四分の一を市町村が残りの四分の一を負担することになりますが、さらに都道府県や市町村が負担する経費はそれぞれの八〇％が特別交付税措置の対象となっておりことから、実質的には市町村の負担は五％で地籍調査事業を実施することがあります。なお、地籍調査の対象となる土地所有者の経費負担はありません。

国会における議論でも、過去に幾多の議論がなされてきましたが、進捗がおくれている理由について、市町村における調査の必要性の認識不足、市町村における不十分な実施体制、国の指導不

足など、繰り返し答えの中で言及されてきましたが、その問題は古くて新しい問題であることが見てとれると識者は述べております。

地籍調査の進捗状況を全国的に見ますと、首都圏や東海・北陸・近畿地区でのおくれが目立っています。東海三県においては愛知県が一三％、三重県が九％、岐阜県は一六％であります。

岐阜県内、四十二市町村の状況は、地籍調査実施中が二十九、着手再開に向けての準備中が三、休止中が二、未着手が八となっており、西濃圏域では、大垣市、海津市、垂井町が地籍調査の実施中、また未着手は、養老町初め関ヶ原、神戸、安八、輪之内町となっております。

このような状況を踏まえて次の点についてお尋ねをいたします。養老町は地籍調査未着手であるが、理由は何なのか。

二点目、現在養老町内において輪中堤が多くあります。この堤防敷地の一部を拝借地と称して無償で長きにわたり利用・使用している土地があります。個々によりますと、江戸時代後半からというようなことで、経緯は確認できません。こういった現状を把握しているのであれば、面積はどれほどになるのか。

町長が施政方針でよく述べられる公平・公正の面から考えると、この地籍調査、無償貸与実態調査を実施し、現状と一致する正しい数値のもと、固定資産税または占用料の賦課徴収すべきと思うが、町としての考えを求めます。また、地籍調査実施となると、総額経費はどれほどか、あわせて伺います。

三点目として、ある民間有識者でつくる研究会が、全国で所有者不明土地は二〇一六年時点で四百十万ヘクタール、九州を上回る面積ですが、また農水省も全農地の二割に当たる九十三万四千ヘクタールが相続未登記やそのおそれがあるとして公表しており

ます。

今後、国や自治体が新たな対策をとらないと二〇四〇年には七百二十万ヘクタール、いわゆる北海道の約九割の広さだそうです。これに達する可能性があるとしてこの数字を発表していますし、経済損失は二〇四〇年までの累計で六兆円に上がると見積もっております。原因としては、人口減の加速化で土地を利用する目的がなくなっている、高齢化による死亡者の増加、土地相続への関心の希薄化としております。このような状況を踏まえ、養老町では所有者不明土地は存在するのか、あるいは面積は、また今後の対応はどのように考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問にお答えをしたいと思います。

地籍調査について、三点についてお尋ねがございました。私のほうでは、まず一点目のほうでお答えをさせていただきました、以外については担当課長のほうで御答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、未着手の理由でございます。御質問にありましたように、土地取引を行う際のリスクや災害後の普及・復興への影響、公共用地の適正管理の必要性などから、地籍調査の重要性は十分に認識をしているところでございます。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、地籍調査には土地所有者間の合意が必要な境界確認が必要であり、そのため多くの時間と手間を要することや、現状、土地取引が地籍調査をせずとも実施をされており、町民の皆様がこの調査について喫緊の必要性を感じられていないこと、また町の財政状況や行政に対する業務過多等により、地籍調査に必要となる予算や職員の確保が困難であ

ることなどから地籍調査を着手するに至っておりません。

このようなことを踏まえ、今後の方針につきましては、地籍調査の重要性を認識しつつも、まずは優先度の高い施策から行い、今後の財政状況を踏まえ、町民の皆様の理解と協力が必要不可欠でありますので、実施に対する町民の気運が高められれば、調査実施に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（青山貞一君） 田中建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（田中一也君） ただいまの二点目と三点目の質問について担当課の私のほうから答えさせていただきたいというふうに思います。

まず、二点目でございます。

御指摘のとおり、このような一級河川を除く輪中提の多くは地目が提塘敷となっておりまして、過去には国の土地であったものが権限委譲によりまして、国から県、県から現在は市町村のほうに移譲をされておるといところでございます。

今の御指摘にありました提塘敷ですが、境界は定かではないものが多くあります。家屋を含めた個人所有の工作物や立木が提塘敷内に立地しているというものがたくさんあるというふうに思われます。しかしながら、境界が定まっていけない以上、どこまでが提塘敷で、どこまでが個人所有地であるかが不明であり、面積を含めて現状把握はできておりません。

輪中提は、その性質上、維持管理や改修などが必要であることから、地籍調査を実施された場合において境界が画定されて、後に土地占用の手続を行うことで問題の解決が図られると認識しております。

経費につきましては、仮に調査実施となりますと、他市町の実

績額を参考に算出した場合、スムーズに調査が行えれば、総額予算は概算としまして、少なくとも約十六億円が必要となります。また、さきにも述べましたが調査には多くの時間と手間がかかり、計画どおりに進まなければ、さきの試算以上の予算が必要となつてまいります。

三点目につきましては、所有者不明土地がありますと、公共のための事業であります地籍調査を実施する上でコストがかかること、時間がかかること、また民間における土地の有効活用の際に少なからず障害になることが予想されます。

養老町におきましては、所有者不明土地の有無について詳細な調査を実施してはおりませんが、道路整備、農地の集約等の障害となる可能性があります。将来的に地籍調査を実施することがあれば、その過程の中で不明土地の追跡調査を行うこととなるというふうに思われます。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 私は土地柄、海津市の議員さんとお話しする機会もございますが、二番目の輪中提については、ちよつと海津市さんは考え方が進んでおりまして、無償じゃなくて占用料を払っておるとい回答もいただいておりますので、この件については、町長初め必要優先度を上げていただいて、ぜひ早い時期に実施していただきたいと、このように思っております。

最後に一点だけちよつと質問いたしたいと思いますが、町のホームページにおいて、土地の境界確認についてということであつたわれておりますが、県と町との中の官有地と民有地の土地境界が不明確なときには、申請書に必要事項を記入し、役場のほうへ申請していただきたいと、このように上がっておりますけれども、過去

三年間の相談件数というか、解決件数を伺いたいと思います。

○議長（青山貞一君） 田中建設課長、自席で答弁。

○産業建設部建設課長（田中一也君） ただいまの質問についてお答えをさせていただきますと思います。

土地の境界の確認につきましては、過去三年の相談件数は平成二十六年度七十件、二十七年度七十三件、二十八年度五十四件のうち、解決件数の実績としまして、二十六年度六十三件、二十七年度が六十七件、二十八年度五十一件で合計百九十七件のうち、解決が百八十一件であります。その差の十六件につきましては、申請者の都合により取り下げたものや、あるいは隣接者等の立会調整等が申請者側でできず、保留の案件ということになります。したがって、申請を受理したものにつきましては、未解決案件はありません。

官民境界の立ち会いの実施につきましては、事前に仮測量を実施し、その結果をもとに調整を行い、その後現地にて立ち会いを実施しております。

一度目の立ち会いで不調の場合は、内容の調整を行い、再立ち会いを実施して問題解決を行っております。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 土地境界ということとは、非常に権利というか、金銭がらみの問題もございますので、その辺は慎重に同じ町内地内での争いということは好ましくないもので、その辺は十分調査の上、対応していただきたいなど、このように思っております。次に、三項目に移りたいと思います。

公益通報者保護制度であります。

企業や行政機関の不正を通報、告発した人が勤務先から不利益

な扱いを受けないように守る公益通報者保護制度。開始から十年余りたったが、現実には通報者が保護されないケースが後を絶たないため、消費者庁の有識者検討会が昨年十二月に、制度見直しの最終報告案が示されました。

公益通報者保護は、平成十八年四月に施行されました。雪印食品の牛肉偽装事件や、東京電力の原発トラブル隠しが内部告発によつて発覚したのがきっかけであります。消費者庁は、最終報告書をもとに、経済団体などと議論し、平成三十年度以降の法改正を目指すとしていますし、公益通報者保護法を所管する立場として内部通報制度に関するガイドラインで、民間事業者向け平成二十八年十二月九日、国の行政機関向け平成二十九年三月二十一日、地方公共団体向けに、平成二十九年七月三十一日に公表されております。

地方公共団体の通報対応に関するガイドラインは、内部の職員等からの通報と外部の労働者等からの通報があり、それぞれ具体的に示されております。

ここで私的に具体的事例に触れたいと思います。

まず、行政機関関連として、本年五月、滋賀県甲良町で元職員公金着服事件であります。別の職員が気づいて発覚しました。いわゆる内部告発であります。税務課で勤務中に犯行を繰り返し、着服額は三千万円を超えたと見られ、原因は、一人に現金回収業務を任せっきりにしたことが事件の大きな原因の一つと反省し、この事件を教訓に、チェックが行き届く体制をつくりたいと語っておりますが、我が町の清華苑嘱託職員の公金横領事件とよく似ており、公益通報者保護制度が十分機能しておれば妨げたはずであると思います。

また、海津市では、同市内中学校の大規模改修工事などをめぐ

り、官製談合の疑いがあるとして市民オンブズマン海津が住民監査請求を起しました。入札は平成二十八年五月にあり、予定価格、落札額ともに二億一千三百八十四万円でありました。また平成二十八年度の入札で落札額が予定価格の九九%以上であった案件が計二十三件あったと指摘、事前に予定価格が漏えいし、談合の疑いがあるとしておりました。結果的に、市の監査委員は監査請求を棄却しましたが、市民が疑問に感じることも否定できないとして、入札のあり方を研究するよう要望する意見をつけたと新聞報道があり、疑念は晴れておりません。私的見解ですが、恐らくオンブズマンへ内部告発があったのかというようなことも想定できます。

また、民間事業者においても、最近メディアを組み合わせた神戸製鋼所のデータ改ざん発覚事案、直近では東レ一〇〇%子会社の製品検査データ改ざん事件、インターネット掲示板に匿名の書き込みが引き金になって公表されました。また、今テレビをにぎわしておりますリニア関連工事についても、大手ゼネコン四社の受注調整の疑いで、いま検察捜査が始まっておりますが、この案件も恐らく内部通報の可能性が高いと言われております。このような状況の中で、公益通報者保護法に対する我が町の取り組み体制についてお尋ねをいたします。

一点目、養老町はこの制度に関して、現在具体的な取り組みはないようですが、私は公益通報者保護制度の趣旨にのっとり、内部規定要綱を作成し、部署間横断的に通報に関する仕組みを整備し、通報窓口設置が必要と考えますが、町としての方針を伺います。

二点目、消費者庁ガイドラインは、人員予算等の制約により、単独で通報窓口または相談窓口を設置することが困難な地方公共

団体にあっては、他の地方公共団体と連携及び協力して事務を行う仕組みを活用して、通報窓口、または相談窓口を設置することができるとしております。いわゆる広域連携ですが、こういった考えはどうか。

三点目、この制度、周知徹底が足りなくて、関係者全体が認識不足であり、広報、文書等で認識度をアップし、地域ぐるみで取り組むべきと思うが、見解を求めます。

四点目として、近隣市町の制度取り組みで状況把握しているのかお尋ねをいたします。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 公益通報者保護制度について、四点についてのお答えをさせていただきますと思います。

まず第一点目、制度取り組みの方針ということでございますけれども、本町におきましては規定の制定や窓口の設置等の具体的な取り組みはございませんが、平成二十九年七月三十一日に消費者庁が公表しました公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドラインの意義と目的を十分に理解し、法令遵守の確保と行政に対する町民からの信頼の確保及び町民の生活の安定に資するものとして、内部規定の制定及び通報窓口の設置に向けて検討をしてまいります。

なお、このガイドラインでは、地方公共団体の規模等の実情に応じた取り組みも可能とし、既存の相談窓口などを活用できるとしているとともに、消費者庁及び都道府県の役割として、市町村等への助言、協力、情報の提供等の援助の実施が規定されておりますので、関係機関と連携をとりながら、本町の実情に応じた環境整備や運用体制を検討してまいります。

二点目の広域連携に関する御提言でございますけれども、通報

窓口の設置につきましては、人員、予算等の制約により、単独で窓口の設置が困難であることが想定されます。現在、昨年度まで本町は単独で行っておりました消費者相談業務を本年から西濃六町共同相談業務として共同で相談員を雇用し、相談者は住所地以外の地の窓口も利用できる仕組みに変更しております。このような広域連携の取り組み事例をモデルケースとして、単独での窓口の設置にとらわれず、総合的に判断してまいりたいと思います。

三点目の周知徹底の御提言でございますが、この制度は、公益通報者となり得る全ての人が正しい理解のもとで活用し、その通報先である行政機関も所要の知識と技能を備える必要がございます。そして、公益通報者が適切に保護される体制が確保されるのとともに、制度が広く周知されることで法律の目的にありますとおり、国民生活の安定及び社会経済の健全な発展につながるものと考えますので、環境整備とあわせて町の広報媒体等を活用し周知に努めてまいりたいと思います。

それから、近隣市町の取り組み状況の把握をしているかという点についてでございますけれども、消費者庁が平成二十九年十一月八日に発表しました平成二十八年度行政機関における公益通報者保護法の施行状況調査の結果においても、市町村の窓口の設置状況は内部の職員等の通報窓口については五二・四％、外部の労働者からの通報窓口については三一・八％となっております。

近隣市町につきましては、法律の施行後、市町の実情に合わせて内部規定を制定されている市町もございますが、確認できている範囲では、当町と同様に目立った取り組みはされていない状況であると把握をいたしております。

法律及びガイドラインの趣旨を十分に理解し、関係機関及び近隣市町と連携を図りながら、適切な制度の運用を検討してまいり

たいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

〔九番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今、町長の回答の中でも養老町も公益通報者保護制度の指針にのっとって内部規定要綱を作成すると、こういう回答でございます。非常にありがたいというか、今後、法令遵守に向けて全体で取り組んでいきたいなとこのように思っております。広域連携も既に動いているようですので、一安心したところでございます。

この公益通報者保護法は、規模や営利、非営利を問わず、全ての事業者に適用されるものであります。消費者庁が平成二十八年度に行った民間事業者における内部通報制度の実態調査によると、内部通報制度を導入している企業は、大企業では九九・二％、中小企業では四〇・二％となっております。中小企業では導入が十分といえない状況であります。養老町内の中小企業の取り組みの実態は把握いたしておりませんが、まず養老町が取り組み提案を示し、中小企業に対し推進し、不祥事が発生し、養老町のイメージが損なわれないためにも取り組むべきと、またこの制度があること自体を関係各位に周知することで、組織不正の抑止効果が、また自己浄効果があり、未然に不正防止につながると確信をいたします。ぜひ一刻も早くこの要綱規定を作成していただいて、法令遵守の正しいまちということで邁進いただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（青山貞一君） 以上で、九番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

○議長（青山貞一君） 次に、十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づいて質問をいたします。

まず、一点目でございますが、道の駅構想の進捗状況と今後の計画についてを質問いたします。

私は二年前の平成二十七年九月定例会において、道の駅構想についてを質問いたしました。

養老町は、平成二十五年の新生まちづくり構想の中で、道の駅機能を持った施設整備が掲載をされております。また、平成二十七年二月二十七日に国土交通省の重点道の駅候補に認定をされております。あれから二年半経過をしております。この間の養老町の道の駅についての対応について次の四点を質問いたします。

まず、一点目は仮称道の駅の検討委員会を設置して検討をしていくということでした。この検討委員会のメンバー、またこの検討委員会は何回開催され、協議された内容の結果はどうだったのか。

二点目でございますが、サラダコスモの進出が決定をしております。道の駅は食肉関連に特化した施設を予定しておるといふことでしたが、この二年半の間、関連業者等の協議はされたか。

三点目でございますが、場所についてであります。私の質問に對しての平成二十七年のときの答弁においては、養老の郷田園エリアの一般県道養老平田線沿いに整備する予定であるという答弁でした。昨年の九月定例会の岩永議員の質問の中には、養老の郷田園エリア整備促進委員会において道の駅計画を策定をし、町内で構想されるほかの道の駅建設候補地についても議論をし、報告をするという答弁でした。この結果、経緯についてもお尋ねをいたします。

四点目ですが、道の駅やクラインガルテンを含めた養老の郷田

園エリア整備基本構想を策定する中において検討をし、策定に当たっては町民や関係団体のほか観光客などにアンケート調査を行い、広く意見を取り入れ、この結果はどうだったのかを質問いたします。以上です。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 松永議員の道の駅構想の進捗状況についてにお答えをさせていただきます。

まず、一点目でございますけれども、仮称道の駅検討委員会は立ち上げておりません。道の駅構想につきましては、新生養老まちづくり構想の中で、田園エリアに道の駅機能を持った施設を整備するとし、養老町養老の郷・田園エリア整備委員会の中で検討をいたしております。構成員は、養老の郷田園エリア整備に関する団体等が推薦する者として、町商工会、西濃食肉組合、養老食肉事業協同組合、西美濃農業協同組合、町社会福祉協議会、町観光協会、石畑土地改良区、養老の郷づくり株式会社各代表者、その他地元の区長、公募委員が二名、学識経験者が一名でございます。

委員会のほうは、平成二十七年度に一回、二十八年度に一回、計二回開催をいたしております。会議の内容につきましては、田園エリアの整備方針等について検討いただき、整備の基本構想として取りまとめております。

二点目、食肉に特化した構想について事業者と話し合ったかということでございますけれども、道の駅へ多くの人に何度もしピーターとして訪れてもらうためには、地元にもつわる特産品など人を呼び込む目玉商品などが必要となつてまいります。

養老町の場合は食肉産業が盛んであり、肉の加工場、販売所を持つてはどうかということで、田園エリア整備推進委員会の会議

の中でも食肉関連を含む施設の民間運営の方針については御議論をいただいております。

また、田園エリア整備推進委員会を開催する前に、各団体や事業者等に対してヒアリングを実施しております。その中で、個別に事業へ参画する可能性等について御意見を伺っております。

それから三点目でございますけれども、各候補地についての議論ということでございますけれども、その他の町内で想定される田園エリアの候補地につきましては、町において数力所を選定し、休憩機能や地域連携機能さらに防災機能の三点について診断したところでございます。その後、田園エリア整備推進委員会を開催いたしております。

本年度は、養老改元一三〇〇年祭を中心に事業を行っておりますので、報告するには至っていないのが状況でございます。

四点目のアンケートの調査を行ったかという御質問でございますが、アンケート等につきましては、町では各種主要な計画を策定する際に町民へのアンケートを実施いたしております。

総合計画や地方創生総合戦略におけるアンケート調査では、養老町の魅力や住み続ける理由、逆に町の不得手なところや足りないところなど、意見を伺っております。しかし、養老の郷・田園エリア構想策定の中で、道の駅機能に関する町民への単独アンケート調査は行っておりませんが、観光客への立ち寄り調査は、近隣の道の駅へも行くとの回答が約二〇％となっております。今後は、地権者や事業者、来訪者など目的別に対象者を絞った意見の聴取が必要であると考えております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 今、答弁をいただいた内容を考えますと、

養老町道の駅をやっていくというふうに私は捉えました。それで、次の質問をいたします。

重点道の駅候補になってから二年十カ月が経過いたしております。今後の事業計画、構想をどう考えているか。特に財源についてを質問いたします。

財源は、規模によっても異なりますが、前回の私の質問の答弁の中においては、国・県の交付金や補助金を十分に活用し、町の財政負担とはならないような採算性を十分検討していくというようなことで、また民間の資金を活用するPFI手法、いわゆるこれはプライベートファイナンスということですが、民間の資本を導入して行いたいというような答弁でございました。

旧南濃町がつくった道の駅でございますが、これは総事業費が十四億四千五百万かかっております。その中で、国交省分が四億六千万、旧南濃町が負担した額は九億八千万でございます。また、今回、大野町の道の駅を産業建設委員会で視察をいたしました。総事業費は十九億三千万円、大野町は九億三千万円の町債を組んでおります。当年度には一億以上の一般会計からの持ち出しをしております。

それぞれ町の負担は五割を超えております。養老町が道の駅を真剣に考えるなら、相当な町負担が発生する、そう考えておりますが、この財源について養老町はどのように考えておるかを質問いたします。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 再質問二点についてお答えをさせていただきます。

今後の年次的事業計画というような構想でございますけれども、基本設計や用地取得、実施設計などの具体的なスケジュールは、

まだ決定をいたしておりません。

ただ、重点道の駅候補地に指定されており、主要事業の一つとしておりますので、規模など今後の整備方針やスケジュール等については、田園エリア整備推進委員会の中で場所も含め議論してまいりたいと考えております。

それから再質問二点目でございます。

財源についてでございますけれども、規模や特徴についてはいろいろ先進地の事例も研究し、踏まえて検討してまいりたいと思います。当然、議員おっしゃるとおり膨大な費用がかかりますので、財源の確保は重要な課題でございます。事業を進める際は国・県の補助金や交付金を積極的に活用するとともに、最後までございますけれども、民間資金を活用するPFIの導入も検討しながら、過度な財政負担にならない方策を考え、進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

〔十番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 再々質問をいたします。

今の道の駅構想、前向きに取り組んでいく場合、検討委員会と推進委員会ということではなく、プロジェクトチームをつくって関連事業も含め、検討をするべきであると私は考えております。特に施設の分散ではなく、サラダコスモの施設と連携しながら道の駅構想を考えると、最も最良の施策であると私は考えておりますが、この点についての町長の考えをお聞きたいです。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） プロジェクトチームをつくってはこのこと、それからサラダコスモとの連携というようなことでございま

すけれども、道の駅の持つ機能の可能性は、直売所のみならず、防災子育て支援など多岐にわたりますので、まずは庁舎内で検討チームを設置して利活用等の検討を進めていきたいと考えています。サラダコスモにつきましても、民間経営のノウハウを生かして、例えば協力するかといったことや、かわるべき手法があるかなどもあわせてチーム内でまずは検討をしてまいりたいと思いますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

〔十番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 二点目の質問に移ります。

公金のクレジット収納の納入についての対応はということで質問をいたします。

国は、ことし一月より公金のクレジット収納を開始いたしました。これに伴い、県も対応し、県内の多くの自治体も導入をいたしております。導入していない市町村は、今後、導入を検討されております。

私はことしの初めに町民の方からクレジット支払いをするために税務課へ行ったが、養老町は対応していないということで、なぜやっていないかということを探ねられました。

現在、多くの方がクレジットカードを持って買い物や、またガソリンの給油等を行っております。公金についても、収納の多様化で当町においてもコンビニ収納が多くの方に利用されるようになってきました。養老町にとっても、納税者にとっても、クレジット収納は多くのメリットがあると考えられます。

これは三重県の玉城町の例でございますが、登録による継続的な支払ということで、軽自動車税、固定資産税、住民税、国民健康保険税、保育料、水道料金、下水道使用料、農集使用料、町営

住宅使用料、住宅新築資金償還金、また窓口においての支払ということで、これは町営の病院だと思いますが、病院の入院・外来にかかる診療費、診断書等の諸証明の費用、またこれは介護施設でありますが施設の利用料、諸証明の手数料、全ての公金に対応されております。

玉城町によりますと、多様化による住民サービスの向上があるということ。また、振りかえ能率の減少と事務負担の軽減ということで、特にクレジット収納は立てかえ払いでありますので、確実な入金が期待できるとのことです。また、クレジットを利用した納税者にはクレジット会社からポイントが付与されます。大きな利用の拡大が期待されております。ただし、問題点もございます。決済の利用手数料が発生いたします。玉城町においては全額町で負担をしているということでございます。

養老町においても、コンビニ収納の手数料は養老町が持つていると。また、預金からの振りかえの手数料も養老町が持つておるといようなことを聞いておりますので、このクレジット収納に対応してこの手数料等も含めて養老町の対応はどのようにされるのかを質問いたします。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） クレジット収納の導入についての御質問にお答えをさせていただきますと思います。

現在、町では税金等の支払については、口座振替と三百六十五日支払いが可能なコンビニ収納を推奨して進めている段階でございます。

コンビニ収納は、町・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の四税については、昭和二十四年五月から実施しており、今年度から水道料金等で、次年度から介護保険料と後期高齢

医療保険料において開始をいたします。

クレジット収納につきましては、町税等の納付に関する手段として今年度から調査を始めています。手数料については、納税者の全額負担にすれば町の負担は軽減をされますが、市町によっては全額納税者負担のところもあれば一部負担や全額負担しているところもございます。

クレジット収納の導入については、コンビニ収納の状況や電算システムの改修や手数料、他市町での利用状況、コストや効果面などを鑑みて検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

失礼いたしました。ちょっと訂正をさせていただきます。

先ほど私、四税については昭和二十四年からということを上げましたが、平成二十四年五月からということでございますので、よろしくお願いいたします。

〔十番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 公金の収納の多様化、これは県内の市町村の多くがクレジット収納に対して対応をされております。今後ますます自治体を取り入れていくものと考えます。

笠松町においても、水道料金、下水道料金を県内で初めてクレジット支払いの導入を開始しております。養老町も、滞納、不納欠損がふえている中、納税者のニーズに迅速に対応できるように要望し、この質問を終わります。

○議長（青山貞一君） 以上で十番 松永民夫君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は午後一時からいたします。議員の皆さんは、議員控え

室にお集まりください。傍聴者の皆さんは、四階大会議室にて御休憩ください。お願いします。

(午前十一時五十二分 休憩)

(午後 〇時五十八分 再開)

○議長(青山貞一君) 休憩を解き、再開をいたします。

次に、二番 岩永義仁君。

○二番(岩永義仁君) ただいま議長より指名をいただきました、養老の未来をつくる岩永義仁です。

今回は、二つの項目について質問を行います。

それでは、まず最初の質問に入ります。

これまで、養老スマートインターチェンジの開通に向けて何度も質問をしてきました。たび重なる延期により、延びに延びてきた養老スマートインターチェンジですが、以降は養老スマートICと呼びますので、この一般質問中は執行の答弁でも統一してください。

現場を見ると、ようやく工事も着工し、いよいよ開通に現実味を帯びてきました。

まず一点目、現在の進捗状況はどうなっているか、御回答ください。

次に、開通は来年の平成三十年六月予定となっておりますが、予定どおり開通できる見通しでしょうか。

三点目、先日、東海環状道路の養老ジャンクションから養老インター間が開通したときには、約五千人規模が参加するハイウェイウォーキングといった盛大なイベントが行われました。

養老スマートIC開通に向けてのイベントはどのような内容を考えているか。以上の三点について答弁を求めます。

○議長(青山貞一君) 養老町長 大橋孝君。

○町長(大橋 孝君) 岩永議員の御質問に答えさせていただきますと思います。

まず、三点ございますが、一点と二点は関連がございますので、一括して回答させていただきますと思います。

現在の進捗状況といたしましては、全ての工事発注が終わり、NEXCO及び養老町により本体工事及び付随する施設の工事、アクセス道路工事、標識設置工事、サービスエリアと取りつけ道路の敷地整備などを行っております。

平成三十年六月の開通につきましては、現時点での開通目標予定の変更はございません。具体的な開通日は、共同事業者であるNEXCOと養老町で協議を行い、平成三十年四月以降に発表する見通しでございます。

それから、三点目でございますイベントの予定ということでございますけれども、内容等についてのことですが、養老サービスエリア、スマートICは、高速道路における養老町の北の玄関口と位置づけ、養老サービスエリアを利用し、養老町の魅力を発信できるような開通式典となるように考えてまいりたいと思っておりますが、具体的な内容については現在まだ未定でございます。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長(青山貞一君) 岩永義仁君。

○二番(岩永義仁君) 再質を行います。

進捗状況はややおくれぎみではあるが、おおむね予定どおりである。来年六月の開通にはおおむね問題がなく、ようやく開通できることがわかり、少し安堵しております。

三点目の開通イベントについては、余り検討が進んでいないよ

うに見受けられますが、お金をかけなくとも盛大なイベントは可能です。

道路区間ではなく、インターの出入り口の開通ですので、先日のようにウオーキングのようなことができないことはわかります。まさか、終わりを目前にした一三〇〇年祭で借金と労力を使い果たしてしまっていて、燃え尽き症候群のような状態になっているというのではないでしょうが、改元から一三〇一年目という、町にとっては成果を問われる新しいスタートを迎える一年のビッグイベントですので、この点を踏まえて、もう一度開通イベントについて具体的な答弁を要求します。

それともう一つ、今や自動車を運転する際のオプションで最も使用率が高いカーナビですが、地図製作会社やスマホのアプリ製作会社にいち早く開通情報を提供することで、アプリやカーナビデータへの反映が早くなり、早くなればその分養老への訪問者をふやすことも期待できます。

売り込みや宣伝は受け身ではいけません。こういった手続はどのように行われているのか教えてください。

以上の二点について、再答弁を求めます。

○議長（青山貞一君） 田中建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（田中一也君） ただいまの再質問について、担当課の私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、一点目のイベントにつきましてでございますが、共同事業者であるNEXCOとの調整が必要かというふうに思いますが、養老サービスエリアに直結型のスマートインターチェンジでありますので、先ほど申し上げたとおり、開通式典にサービスエリアを利用した形で養老町の魅力を発信できるようなことを考えてま

いりたいというふうに思っております。

NEXCO羽島保全サービスセンターへ問い合わせを行ったところ、養老サービスエリアの利用者数は多く、スマートインターチェンジの開設を絶好の機会と捉えまして、養老町のPRを行ってまいりたいというふうに考えております。

再質問の二点目でございます。カーナビや地図への開通の反映ということでございますが、カーナビへの開通情報などの反映につきましては、大規模な高速道路の開通などについてNEXCOから日本デジタル道路地図協会など関係部署へ情報提供を行い、協会から地図会社へ情報が提供され、地図に反映されていきます。現在、養老スマートICにつきましては、複数の地図会社から定期的に開通情報や開通形態の問い合わせがNEXCO及び養老町に問い合わせが来ており、最新の情報提供を行っております。養老スマートICの開通日の公表が行われましたら、養老町としても積極的に日本デジタル道路地図協会などに情報提供を行ってまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 先日開通した養老インターチェンジの東海環状道路が東海地方の主要道路だとすれば、名神高速道路は日本の大動脈とも言える国内の主要道路です。ここに出入り口を持つということの意味は、その効果を考えるとはかり知れませんか。

JRの駅を持たない我が養老町にとって、全国に向けて主要交通の一丁目一番地は、来年開通する養老スマートICで間違いありません。

例えば、近年、外国人の訪日観光客数で全国二位となっている大阪からは二時間圏内、世界遺産の京都からは、一時間ちょっと

で養老スマートICまで来ることができるようになります。

一三〇〇年祭で頑張った後です。情報の発信次第で、今後、これらの主要観光地から国内外の観光客の数%でも養老まで足を伸ばしてもらうことができれば、養老の観光にとって大きなプラスとなり、人口減少で活気を失いつつある町にとって、大いに活性化を図る要因とすることもできるはずです。

幸いにして、開通まで半年あります。来年度の予算編成もいよいよこれからです。漠然と開通を待つのではなく、今述べた点に留意しつつ、養老スマートICの開通に向けた準備を進めていただけのような指摘して、この質問を終わります。

引き続き、次に二つ目の質問に移ります。

九月定例会において、運営に参画予定であった事業者の撤退により計画変更が行われた養北に建設予定であるこども園の建設遅延の経緯に関して一般質問を行いました。

同時に、九月定例会では、それまでの定員や病児・病後児保育と子育て支援センターの設置を廃する方針転換がありました。また、機能を縮小しての建設を行うための再設計費の補正予算に対して修正案が総務委員会より提出されるなどして、他方面から議論が展開されたのは記憶に新しいところです。

参画予定の事業者に撤退されてしまうという行政の失態から目をそらすためののか、拙速とも言えるほど何かにせかされるのかのごとく事を進めようとした町執行の主張の根拠は、一日も早く建設してほしいという地域からの強い要望があったからとのことでした。

しかし、九月定例会後に町・区長連絡協議会会長、関係地区区長会長二名、地元区長八名による連署で議会宛てに提出された要望書の中身は、これまでの執行の主張とは真逆のものでした。

要約、抜粋して紹介します。

現状の軟弱地盤である予定地の問題と今後の町の人口減少を考慮すると、こども園の建設を考え直すのも得策であろう。事を性急に進めるのではなく、地域の意見を再度聞いてほしい。こども園は養北校下だけではなく、北部地域全体や町全域として進めてほしいといった内容でした。

お聞きします。地元から出された要望書は、町が主張していた内容と明らかに異なるものでした。これまで、町長を始めとして執行が我々議会に対して建設の根拠としていた地元からの強い要望とは、一体何だったのですか。

二点目、提出された要望書の内容について、地元の地域住民の要望に今後どのように応えていくつもりですか。

三点目、これまで町が行ってきた地元への説明とは、一体どこを誰を対象にして説明してきたのですか。以上の三点についての答弁を求めます。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 養北認定こども園の御質問に対してお答えを申し上げます。

地元区長の連署での要望書の内容と違っている点についてというところでございますけれども、養北認定こども園（仮称）整備事業につきましては、養北保育園の建物が狭いことや、老朽化、耐震化対策として、平成二十一年十二月に当時の小畑地区区長会長へ養北保育園新築建設予定候補地の検討を依頼し、御尽力いただいた結果、現在の場所を建設予定地といたしました。

そのことに対し、平成二十二年度以降、小畑地区の行政懇談会等で将来的に幼保一元化の方向で計画し、早期完成するよう一貫して要望をいただいております。

今年度に入り、養北認定こども園（仮称）整備事業につきましては、民間事業予定者の事業からの撤退があり、大きく事業計画を見直すこととなりましたので、事業の見直しに至った経緯や今後の事業の進め方について、各地区での行政懇談会や区長会、保護者説明会等で御説明を申し上げてまいったところでございます。そんな中、九月議会終了後の平成二十九年十月二十七日付で、養老町区長連絡協議会会長、小畑地区区長会長、多芸東部区長会長、小畑多芸東部両地区八区区長全員名で、養北認定こども園に關し、それぞれの地区の代表の立場からさまざまな御意見として八項目で要望書をいただきました。

養北認定こども園（仮称）整備事業につきましては、平成二十一年に当時の小畑地区区長会長へ養北保育園新築建設予定候補地の検討を依頼し、御尽力をいただいた結果、現在の場所を建設予定地としたこと、平成二十二年以降、小畑地区の行政懇談会等で事業の要望を受け、それに応えるべく農地転用、道路拡幅、造成工事、開発許可等の手続を進め、事業が継続中であること、当初は平成二十九年開園の予定であり、現在、事業の進捗がおくれている現状であること、保護者、利用者は老朽対策、安全対策として早期完成を強く望んでいることなどの点を踏まえて、町として現在の計画地で事業を進める方針であることを、平成二十九年十二月十一日の区長連絡協議会役員会にて改めて報告を申し上げます。

今後も、より一層、地元や保護者、利用者等と関係各位に丁寧に説明してまいりますので、御理解、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

それから、二点目の地元の要望に今後どのように応えていくのかということでございますけれども、十二月議会で養北認定こども園（仮称）建設工事、設計委託料の繰越明許を御議決いただければ、その後、設計業務を発注し、基本的な計画ができ上がった段階で、地元や保護者、利用者と関係各位に丁寧に御説明申し上げていきたいと考えております。

それから、三点目でございますけれども、この点については担当課長のほうから御答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。以上です。

○議長（青山貞一君） 松岡子ども課長、答弁。

○住民福祉部子ども課長（松岡弘泰君） それでは、三点目のこれまでの地元への説明はこの誰に対して行ってきたのかということに關しまして、お答えさせていただきます。

養北認定こども園（仮称）整備事業につきましては、事業の見直しとなった七月以降でございますが、平成二十九年七月十一日の火曜日に多芸東部地区行政懇談会、七月十三日木曜日には養北保育園、養北幼稚園合同の保護者説明会、七月二十一日金曜日には日吉地区の行政懇談会、八月三日木曜日には小畑地区の行政懇談会、九月四日の月曜日には養北保育園の保護者説明会、九月七日の木曜日には子ども・子育て会議、九月八日金曜日には養北幼稚園保護者説明会、十月二日の月曜日には小畑地区の区長会、十月四日の水曜日には小畑地区の入園説明会、十月六日の金曜日には区長連絡協議会の役員会、十月十日の火曜日には多芸東部地区の区長会、十一月二日の木曜日には北部区長会合同懇談会、そして十二月十一日月曜日に区長連絡協議会役員会で地元等へ御説明しました。

また、地元への御説明ではございませんが、十月十六日から二十七日までの間に、こども園の入園受付の期間に子ども課の窓口にてアンケートを実施し、保護者の方の御意見等も伺っております。

す。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 再質問を行います。

町が、利用者、保護者も含めて地域の代表として意見を聞いているのが区長会ですよね。もちろん、受益者である利用者の意見は重要です。大いに耳を傾ける必要があります。

しかし、反面、受益者である利用者は、数年で利用を終える一過性の受益者です。来年度からの利用者に意見を求めれば、回答は必然として一日も早くとなります。この点、一過性の利用者も含めた地域の代表である区長会は、その地域の将来も含めた判断のもと意見を出してくるはずです。

これまで、地域との行政懇談会で要望があったからというのを根拠のように言っておりましたが、直近の地域からの要望書では全く違う内容の要望が出たということは、ただ単に行政が地域の意見をちゃんと聞いていないという証拠ではないでしょうか。これまで、私個人はもちろん、議会全員協議会での執行からの説明の場では、議会からの意見としても、地域に丁寧の説明して意見をちゃんと聞くようにという意見が何度も出ていたはずですが。

事がここに至った以上は、現状のまま無理に建設を進めることはよくありません。本定例会には、先ほど町長が述べられたように、補正で、あれだけ九月定例会ですったもんだした再設計費用が繰越明許費として計上されています。これは、前回の一般質問で町長が約束した地域の声をよく聞き、熟議の上でというのが果たされているからであろうと考えます。ですので、地域からの要望でもあったように、一旦スタート地点に戻って、今後を見据えたこども園の建設に取り組むことを提案いたします。

具体的には、耐震基準を満たしていない現園舎の耐震を早急に行うこと、急激な人口減少社会を迎えているので、こちらも養北と同じく老朽化している日吉のこども園との合併による、いわゆる河北統一のこども園を検討する。こういった手続が必要ではないでしょうか。

前回の一般質問でもそうでしたが、こういった提案をすると、行政は、すぐに統一するには二十年かかるですとか、三十年かかるとか、根拠のない数字を示してきます。そんなのは次世代への問題の先送りでしかありませんので、そのような答弁は不要です。地域から上がってきている要望にどのように応えていくかという観点から、再答弁を求めます。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） お答えをさせていただきます。

養北小校下におけるこども園の問題は、長年にわたる小畑地区からの要望に応えるべく継続して取り組んでいる事業でございますので、運営主体は民間から町へと変わり、計画の見直しとなりましたが、この機会に養北認定こども園（仮称）建設工事設計委託料の繰越明許を議決いただければ、その後、設計業務を発注し、基本的な計画ができ上がった段階で地元や保護者、利用者等関係各位に丁寧に御説明申し上げ、現在の計画地を生かした事業を進めてまいりたいと存じます。

こども園に関して、将来を見詰め、もっと大きな北部地域全体で、または養老町全域として検討委員会を設置するなどして進めるべきという要望にしましては、今年度から町内の公立の一部の幼稚園、保育園をこども園としてスタートし、来年度は全ての公立の幼稚園、保育園をこども園として運営しようとしている段階でございますので、小学校区を基本的な単位として、それぞれ

の地区の地元や保護者、利用者等、関係各位の意見を参考にしながら、今後のこども園の計画を検討し、子ども・子育て会議に諮りながら事業を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 私は、今後の養老町全体を見据えた政策的な答弁を要求してしました。

五年おくれの事業は五年前、十年前の事業は、十年前の時点での必要な判断がなされた結果進められたものです。その時点での判断はもちろん尊重します。しかし、建設に五年、十年かかっているというのならわかりますが、土地の軟弱地盤の問題や運営業者の撤退等々で、建設前の準備にこれだけの年数がかかっています。まだ、建設も、設計も始まっていないのです。

これまでの失敗を成功に逆転させるために、発想を変えて、おこなっている事業などではなく、今をスタート地点と考えて、今現在の養老町の状況から未来を見据えた政策判断をする必要があるのではないでしょうか。

この場で再度質問をしても同じ答弁しか出てこないと思いますので、今回は以上のことを提案して私の一般質問を終わりますが、最後に勘違いをされる住民の方がいますので、つけ加えておきます。養北のこども園は、来年度から現園舎を利用して開園します。今、議論になっているのは、新しい園舎建設の話だということを念のため申し添えておきます。以上です。

○議長（青山貞一君） 以上で二番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

○議長（青山貞一君） 次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 発言の許可を得ましたので、通告に基づき、二点で質問をいたします。

一点目は、町のマイナンバー制度の対応について伺います。

マイナンバー法は、社会保障、地方税、防災関連の百二十四の事務を法定事務と規定し、平成二十七年十月から外国人を含む国内に住民票がある人に十二桁の個人番号を割り当て通知いたしました。

今議会では、法定事務と位置づけた中で、町のマイナンバーの対応について、次の点で見解を求めます。

今回の質問のきっかけとなったのは、町民の方から寄せられた調査を依頼する文書でした。町の様式一（マイナンバー法提供依頼兼報告書）平成二十九年十月二十七日付。二、活動費支給に係る個人番号、マイナンバー及び振込口座提供のお願いと題したA4の用紙についてです。その用紙の一番下に、※印で（個人番号（マイナンバー）報告書及び振込口座届）の提出がない場合、お支払いできませんので、期限内に御提示くださいます内容に問題があるのではないかとということです。

さらに、町が各種団体の個人に支払う手当などは、町に支払い義務、債務が発生する案件で、わかりやすく言うと、商店から商品を購入することとは違う、マイナンバーの記入という条件を満たさなければ商品を買わなければよいが、債務というのは、追いかけていき、支払わなければならない義務ですから、支払いを受ける者に対し、平等な扱いをしなければ法の下で平等が保てないと考えます。マイナンバーを拒否する人、自身が知らない人、そして記入する人に、町は平等の義務があると考えられるのですと申し伝えの内容も寄せられました。

そこで、一点目はマイナンバーの記載がないことを理由に、確定申告や町が支払うべき手当などの請求を受理しない、支払わないなどの法的根拠があるのでしょうか。

二点目は、毎年五月に市区町村が事業所に郵送する住民税の特別徴収税額決定通知書に、ことしから従業員のマイナンバー記載により、少なくとも九十七自治体で計六百人分の通知書誤送付ミスが発生し、その一部でマイナンバーが漏えいしたと報じられています。

国の監査機関である個人情報保護委員会の活動実績でも、今年度上半期で漏えいが前年度同時期の四倍超えに上ると報告されています。

万が一、当町で流出した場合の責任や、現在の保管管理体制について伺います。

三点目は、マイナンバーカードの普及率について伺います。

国が普及をより押ししてでも、本格運用になっても、マイナンバーカードの普及率は十一月現在、国民全体の一〇％にすぎません。当町のマイナンバーカードの申請率と、申請率に対する見解を求めます。

四点目は、昨年一月からのマイナンバー制度実施に伴い、各自治体におけるシステム改修に多額の支出を要しています。このうち、システム改修費用の八割超え、金額ベースが、マイナンバー制度の設計にかかわった大手企業NEC、富士通、日立、NTTグループ四社に集中していることが浮き彫りになっています。

この四社、グループは、いずれも幹部が二〇一一年に政府が設けた情報連携基盤ワーキンググループのメンバーです。マイナンバー制度に詳しい有識者から、四社グループのお手盛りにならざるを得ない構造的問題が指摘されています。さらに、情報システ

ム機構は、システムトラブルを繰り返すなどの問題も指摘されています。

今議会でも補正予算が計上されていますが、これまでのマイナンバーシステム整備事業にかかる予算総額について伺います。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員のマイナンバー制度についてお答えをさせていただきます。

まず第一点目でございますが、法的根拠という御質問でございます。

町が支払うべき手当など、マイナンバー、個人番号の報告がないことを理由に支払いができないという法的根拠はございません。このため、町ではこれまでも報酬や手当、謝金など、町から支払うべきお金に関しては、マイナンバー報告の有無にかかわらず全てお支払いをしているというのが現状でございます。

また、確定申告相談におけるマイナンバー制度の対応については、申告書や申請書に個人番号の記入と、提出時に本人確認書類の提示、または写しの添付が必要とされておりますが、本人の同意が得られない場合には、次年度以降の記載及び添付を依頼した上で受け付けております。

それから、二点目でございますけれども、漏えいしたときの責任や、それからまた保管体制ということについてでございますが、当町では平成二十八年一月に、特定個人情報等の保護に関する考え方や、方針等をまとめた養老町特定個人情報等の安全管理に関する基本方針を定めるとともに、その適切な措置及び運用を図ることを目的として、「養老町個人情報、個人番号及び特定個人情報の管理に関する規定」を施行しております。

全ての職員が正しく理解し、より安全で適切な制度運用を行う

ことを目的として、平成二十九年四月に作成した「養老町個人情報、個人番号及び特定個人情報取り扱い実施手順」では、物理的、人的、技術的安全管理措置として、パソコン盗難防止、個人情報等の外部持ち出し制限、インターネット利用等の運用に関して定めており、全庁的な情報システムのセキュリティ対策のほか、各課においては、施錠できる設備での文書保管やシュレッダーでの廃棄等を実施手順に従って行っております。

また、職員の教育という観点では、昨年十一月に安全管理措置等に関する職員研修を開催し、本年度においても十二月に個人情報の取り扱いに関する研修を開催しております。

万が一、当町において個人情報等が流出した場合には、関係条例、規定、実施手順に基づき本人へ通知し、ホームページで公表するとともに、各省庁及び県等関係機関に報告し、必要に応じて所轄警察署または個人情報保護委員会に報告することになります。また、そのような事態になった場合の責任につきましては、担当職員は番号法による罰則が科せられると同時に、地方公務員法による懲戒の対象となることから、養老町職員の懲戒処分の基準等に関する規程（平成十八年養老町訓令第七号）に基づき、担当職員、管理監督者及び関係職員については、懲戒処分となると考えられます。

残りの二点につきましては、それぞれ担当課長から答弁させていただきますので、よろしく願います。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） 私からは、三点目の当町のマイナンバーカードの申請率と、申請率に対する見解につきましてお答えさせていただきます。

マイナンバー制度が平成二十七年十月に施行され、約二年余り

が経過しますが、当町におけるマイナンバーカードの申請率は、平成二十七年度末において五・八％、平成二十八年度末において七・九％、平成二十九年十月末現在においては八・六％となっております。

また、平成二十八年度末における全国申請率は一二・六％、岐阜県下においては九・六％であり、当町だけでなく、全国的にもマイナンバーカードの普及率は低迷しているのが現状です。

マイナンバーカードには個人番号、顔写真、氏名、住所、生年月日等が記載されており、他人に見せてはならない個人番号と顔写真などが一つになったカードを持参することに、個人情報保護の観点から情報漏えい等が懸念されていることが申請率低迷の一つの要因ではないかと思われます。

私からは以上でございます。

○議長（青山貞一君） 川地企画政策課長、答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 失礼します。

私のほうからは、四点目のマイナンバーシステム整備事業に関する予算額のほうを回答させていただきます。

本町の基幹システムの導入及び改修費等の費用は、決算額及び現計予算額で、平成二十六年度決算額八百六十八万円、平成二十七年年度決算額一億七十五万五千円、平成二十八年度決算額一千九百八十三万一千円、平成二十九年年度予算額一千六百八十三万五千円となっており、総額で約一億四千六百一十万一千円となっております。

なお、財源につきましては、国・県支出金で七千三百六十五万七千円、町負担が七千二百四十四万四千円となっております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） マイナンバー制度での再質問をいたします。

一点目は、マイナンバー法ではこの九条第一項から五項でマイナンバーの利用範囲を定めておりますが、いずれも必要な限度で個人番号を利用できるとしており、個人番号の使用は義務化されているわけではないと考えます。

また、同法第十四条第二項で、個人番号利用事務実施者は、事務処理に必要なときは地方公共団体情報システム機構に対して個人番号の提供を求めることができることになっており、個人からの番号の提供がなくても業務に支障はないというふうに思います。先ほど、町長が述べられました、当然なことでありまして、報酬に対しても法的な根拠はございませんというのは当然なことだというふうに思っているわけでございます。

マイナンバーは、第三者に流失した場合、誰がどのように責任をとるかとの点です。届け出た番号が流出した場合、その責任者が正当な理由がないのにほかの提供をしたときには、先ほどの懲戒免職等々もそうですが、このような懲罰もございます。四年以下の懲役、もしくは二百万円以下の罰金に処せられます。

流出した場合、ナンバー自体を変更したり、成り済ましなど悪用されるリスクに対し、マイナンバーを使い手続を行う際、厳格な本人確認と先ほども答弁に答えられましたが、義務づけられるとはいえ、マイナンバーの流出は責任者が意図的に正当な理由がなく他に提供したときだけでなく、提供されたナンバーの利用、保管管理の中でも起きる可能性があります。

自分のナンバーが流出したことがわかるのは、ほとんどの場合、被害が出てからではないでしょうか。厳格な本人確認というのは

行政事務上のミスをなくするのが主な目的であり、マイナンバーの流出防止策にならないのではないかと疑問を持ちます。

町民には、さまざまな疑問が払拭できないため、マイナンバーカードの普及が進まない大きな要因があると私も考えます。

再度、町長に伺います。マイナンバーが流出した場合のリスクについて、どのような事態を想定しておられるのでしょうか。

二点目は、今回の件で、私は県内の同僚議員の議席がある自治体に対してどのような対応がされているのかの調査を依頼しました。そこで、マイナンバーの提出がなくても報酬や手当は支給されており、事務方としては税務署などに提出するための書類にマイナンバーが記載されていなくても、自治体が提出を求めたという経過の記録を提出することになっているとの回答を得ました。当町においては、そのような対応はされているのでしょうか。先ほど、全職員が理解をしているというふうな答弁がございましたけれども、冒頭に申し上げたような事例があるわけです。全職員にこのような事務の周知をしているのでしょうか、再度伺いたいと思います。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） マイナンバーが流出した場合のリスク想定ということではよろしいでしょうか。

○十三番（水谷久美子君） はい。

○町長（大橋 孝君） マイナンバーの安全管理措置につきまして、内閣府等の関係省庁が公報しているとおり、そもそもマイナンバーのみでは手続ができないようになっていくほか、分散管理や通信の暗号化等がなされております。

また、マイナンバーカードにつきましても、券面には顔写真がついているため、成り済ましを企てることは難しく、複雑な彩紋

パターンが施され、偽造することは困難なつくりにされております。

なお、掲載されているＩＣチップには、券面に記載されている氏名、住所等の必要最低限の情報のみが記載され、税や年金関係の情報は入っておりません。さらに、不正にＩＣチップから情報を盗み取ろうとする場合には、自動的に記録情報を消去する機能等の対抗措置も施されていることから、甚大な被害を受けることは考えづらいというのが関係省庁の見解でございます。

それから、職員に対してのことでございますが、先ほども御答弁申し上げましたように、昨年の十一月に安全措置に関する職員の研修、本年度においても、十二月に個人情報情報の取り扱いに関する研修等を開催して職員に周知を図っているとところでございます。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 税務課長にお尋ねをしたいわけですが、先ほど質問の中で、従業員の個人番号の関係の質問をいたしました。その点について、現時点で国のほうから情報などは来ているのでしょうか。それを伺いたいと思います。

それから、この間さまざまな団体や専門家、個人がマイナンバー制度の延期や中止などを求め、政府交渉をしています。その中で、内閣府、国税庁、厚生労働省などは、源泉徴収書、確定申告書、雇用保険、その他の法令書類に個人番号が記載されていないことも書類は受理すると答え、記載されていないことによる懲罰はなく、従業員にも事業者にも不利益はないと答えています。

さきのマイナンバー報告書より、振り込み口座の提出がない場合、お支払いできないとの文言は間違いです。関係町民には訂正、

謝罪文を送付すべきだと考えますが、その点での対応を求め、一件目の質問を終わります。

○議長（青山貞一君） 古川税務課長、答弁。

○総務部税務課長（古川一夫君） 水谷議員の御質問に答えさせていただきます。

まず、確定申告の話につきましては、先ほども町長から述べさせていただきましてとおり、申告の際に忘れたというような場合につきましては、来年度持つてきてくださいね、しっかりとやってくださいねという形をお願いをして、本人の了解を得た段階でやっておりましてなくても受け付けておりまして、そのまま税務署のほうに送付しております。

それから、二点目の特別徴収の個人の通知書、個人特別徴収の個人の通知書類につきましては、平成二十九年十二月十五日、まだ最近でございますけれども、自治省のほうから平成三十年年度の与党の税制改正大綱の中で、実は去年まで受け取っていたナンバーカードについてはつけなくてもいいというような形で文書が来ておりますので、改正がなされてくるということでございます。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 失礼します。

水谷議員の指摘のあった文書は教育委員会が發送しております。関係の皆様には大変不愉快な思いをさせるなど御迷惑をおかけいたしました。おわびの文書を發送するなど、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（青山貞一君） 古川税務課長、自席で。

○総務部税務課長（古川一夫君） 済みません。先ほど自治省と申しましたけど、総務省の間違いでございます。申しわけございま

せん。

〔十三番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 二件目に入るわけですが、先ほどの答弁で、納税者に、マイナンバーカードは今年度は無理でも来年度お願いしますね、しっかりやってくださいねというような、職員が納税者にしっかりやってくださいねという言葉は非常に不適切で、ちょっと怒りを覚えました。

それでは、二点目の質問に入りたいと思います。

新年度予算編成について、四点で伺います。

この間、子ども手当の整理・縮小、社会保険料の引き上げ、年金額の引き下げ、改善しない非正規雇用など、デフレ傾向がとまらず町民生活は大変厳しいものがあります。年金生活や子育て世代からは、スーパーの割引商品で生活を切り詰めているとの声も多く聞かれるようになりました。

一点目は、新年度から第七期町介護保険計画がスタートします。平成二十六年四月一日現在、つまり六期のスタート時点の高齢化比率は二六・五%でしたが、本年八月一日では三〇・〇%と三〇%を超えました。先ほど、早崎議員の質問でも、十二月一日現在で三〇・五%と、六期からは四%増となっております。

介護保険料では、平成二十九年度の金額の平均額は、五千二百七十円、所得階層で見ると、住民税非課税世帯第一階層から第四階層で四二・三%を占め、介護保険料を支える財源確保も厳しいものがあります。

七期に向けての介護保険料についての見解を求めます。

また、国民健康保険税は新年度から広域化となります。総務民生委員会でも、まだ県からの納付金が示されていない状況とのこ

とでしたが、世帯の約四二%が国保加入世帯です。現時点での保険税の見解を伺います。

さらに、社会教育施設、スポーツ・体育施設、学校施設など、教育委員会所管の公共料金に対する見解も求めます。

二点目は、歳入での対応や不納欠損への取り組みについて伺います。

平成二十四年、税務課に徴収員が配置され、平成二十七年には税務課内に徴収推進室が新設され、税収を確保するための人的配置が講じられてきました。

今年度の施政方針でも、町長は、自主納付の推進や、早期の納付勧奨、徴収推進室を中心とした公債権の滞納管理一元化などにより、税収などの確保並びに収納率の向上に取り組むと表明されました。

徴収推進室の評価も含め、新年度への滞納・不納欠損に対する見解を求めます。

三点目は、新規事業や事業廃止などへの取り組みです。

予算編成では、どの自治体でも新規事業が注目されます。本年、一三〇〇年祭を一過性のものにしなと強調されていますので、具体的な新規事業も既にお考えのことと察しています。が、現在の職員体制から新規事業を進めるには、事業の廃止も決断しなければならぬものかと考えるものですが、その見解を求めます。

四点目は、トップランナー方式の導入に対する基本的な見解を求めます。

昨年の三月議会でも取り上げましたが、十二月一日の国の経済財政諮問会議で、自治体の窓口業務について、民間委託などで経費節減を進める自治体の景気水準を地方交付税の算定に反映させるトップランナー方式を、二〇一九年を視野に入れ検討すること

が表明されました。

地方交付税は、自治体間の財源の不均等を調整し、どの自治体でも一定の行政を行うための基準財政需要額の財源を保障するものと承知しています。トップランナー方式は、この基準財政需要額を計算する際に、これまで自治体が直営で行った場合の経費水準で策定していたものを、民間委託などで経費を低く抑えた自治体の水準で算定する仕組みだと思います。

自治体に民間委託へと誘導する財政的な圧力ではないかと考えるのですが、町長の見解を求めます。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 新年度予算編成について、四点で御質問を頂戴しておりますが、一点目につきましては、住民福祉部長とそれから教育事務局長に答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは、二点目の歳入での滞納や不納欠損への取り組みについてから御返答申し上げたいと思います。

徴収推進室では、差し押さえを中心として滞納管理の一元化に関し進めるとともに、税収確保や収納率の向上に取り組んでおるところでございます。この十二月現在で、税務課からの案件のほか、水道課より二件、健康福祉課より十二月に五件の移管を受けております。

差し押さえは二十五件、七百五十七万九千円の換価、納税誓約が二百十八件、預金や保険金等の財産調査が五百七十七件、そして徴収嘱託員による電話催告が七百五十二件で、納入額約五百八十万円となっております。次年度も引き続き継続していくとともに、税務課も一体となり、未納者の生活状態等を窓口で聞くだけでなく、臨戸調査により未納者等の生活実態等の調査を行うことによ

り、実態把握と税の徴収の推進と増収率の向上に取り組み、滞納額の減少と不納欠損になる前に、早期の納付勧奨や自主納付の推進を図っていききたいと存じます。

最後に、税金を納めていただくのは最優先でございますが、厳しい社会情勢の中、病气や事業の悪化など、個々の事情を加味しなければならぬこともございます。納税相談においてそのような申し出があった場合は、財産調査を行い、滞納処分停止の要件に該当すると認められるのであれば、その生活が改善されるまで滞納処分を停止し、資力が回復すれば再び納税者として徴税を納めていただきます。

逆に、財産調査の結果、納められる状態にもかかわらず、納めようとしぬ者には毅然とした態度で徴収を強化していくことで、税の公平性を保っていききたいと考えております。

介護保険料や後期高齢者医療保険料の滞納者も、税務課徴収推進室と連携を図り、定期的な未納のお知らせや納税相談を行い、分納誓約をとるなどの対策を行っております。

三点目の、新規事業等についての御質問でございますけれども、新規事業の計上につきましては、養老町第五次総合計画及び養老町人口ビジョンや、総合戦略での位置づけ、町民ニーズや国・県の施策の動向を踏まえた上で見きわめております。

新規事業を計上すれば当然に業務量がふえるわけでございますし、事業目標を達成したものや、事業効果の低いもの、町民ニーズの低下したもの、国・県の補助金等が打ち切りとなったものなどについて、事業の廃止または縮小等の見直しを行っております。いずれにしても、税収の伸びが期待できないことや地方交付税などが減額されるなど、大変厳しい財政状況でありますので、必要性が低いと判断される事業を廃止することで財源を確保し、真

に必要な事業を選択するスクラップ＆ビルドにより、財政の健全性を確保しつつ進めてまいりたいと考えております。

それから、四点目のトップランナー方式導入に対する基本的な見解というところでございますけれども、トップランナー方式の導入につきましては、経済財政運営と改革の基本方針二〇一五、いわゆる骨太方針二〇一五に明記されたもので、自治体間での行政コスト比較を通して行政効率を見える化し、自治体の行財政改革を促すとともに、例えば歳出効率化に向けた取り組みで、他団体のモデルとなるようなものにより先進的な自治体が達成した経費水準の内容を地方交付税の対費用の積算に反映し、自治体全体の取り組みを加速するとされていきます。

地方自治法第二条第一四項及び第一五項において、地方公共団体はその事務処理をするに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならぬと。また、地方公共団体は常にその組織及び運営の合理化に努めると規定をいたしております。国が進めるトップランナー方式は、これらの地方自治法の規定に沿った行政運営を地方公共団体に促すための施策であると考えます。

先ほども申し上げましたが、トップランナー方式は、歳出の効率化、例えば事務の合理化やアウトソーシングの状況を普通交付税算定に反映させるもので、歳出の効率化の状況が著しくなる場合普通交付税が減額となるものでございます。

現時点では、トップランナー方式の対象となる業務のうち、本庁舎清掃、体育館管理、処分業務の集約化等の一部の業務については、人口三万人以下の市町村には影響が及ばないように配慮されているとされていることから、当町においては今のところ大きな影響は受けていないものと考えております。

しかし、人口規模によるトップランナー方式の非適用措置は恒久的な取り扱いとされていくことから、当町においても経費削減への取り組みや、事務の合理化を一層進めていくことが必要であると考えております。

トップランナー方式の対象となる業務を見ますと、都市部の自治体では、民間への委託や事務の合理化が容易であっても、地方の小規模自治体では民間委託先が存在しないといったものも見受けられ、各自自治体を取り巻く社会構造や、経済環境を考慮しない全国一律の制度運用には対応し切れない市町村もあるのではないかと思います。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 高木住民福祉部長、答弁。

○住民福祉部長兼住民人権課長（高木 勉君） 私からは、一点目の介護保険料と国民健康保険料に対する基本的な見解につきましてお答えさせていただきます。

介護保険料につきましては、今年度第七期計画の策定に向け、介護保険運営協議会で協議中であります。次期三年間の被保険者数、介護認定者数、介護サービスの需要量の見込みをもとに、次期介護保険料を算出いたします。高齢者率の上昇に伴い介護認定者数も増加し、介護サービスの業務も増加すると思われしますので、介護保険料の上昇は当面不可避な状況であります。

急激な介護保険料の上昇を避けるためには、現在進めております認知症予防等の予防事業を継続してまいりたいと存じます。

また、国民健康保険税につきましては、県において県内の医療費を推計し、保険給付費に充てるための国保事業費納付金の額を決定するとともに、市町村ごとの標準保険税率が算定されることから、各市町村は県から示された国保事業費納付金を納めるため、

県の示す標準保険税率を参考に、保険税算定方式や収納率に基づき保険税率等をつかめることになります。

現在、県から納付金等の確定した数値は示されておりませんが、一人当たりの医療費が増加しているため、今後も厳しい財政運営になることが予想されます。私からは以上でございます。

○議長（青山貞一君） 佐藤教育委員会事務局長、答弁。

○教育委員会事務局長兼教育総務課長兼スポーツ振興課長（佐藤昌子君） 失礼いたします。

私のほうからは、社会教育施設等、教育委員会所管の公共料金に対する基本的な見解について述べさせていただきます。

公民館使用料等、社会教育施設並びに学校開放を含む体育館、プール等の体育施設の使用料金について、平成三十年度予算における料金の改正の予定はございません。

ただし、利用者における町内・町外を問わず同一料金ของものがございまして、この点について見直しを検討したいと存じます。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 先ほどから何度も出てくる言葉ですが、私も使います。一三〇〇年祭も明後日の十二月二十三日で終わります。一つ一つの予算も含めた事業の検証を行い、町民に公開する責任が私たち議会にもあります。

一点目は、この間町民の方からイベントにお金を使い過ぎたのではないか、そのことが町の財政や公共料金にはね返ってくるのではないかとの不安の声が寄せられます。

町長、この声にどうお答えされますか、お聞かせください。

また、先ほども介護保険、国保関連では抑制するための行政施

策や行政努力について伺いましたが、その他のところでこれらの施策についてお考えのところがあればお聞かせください。

二点目は、滞納や不納欠損の問題では、全ての納税者への催告通知の徹底と、電話での対応を求めたいと思います。

先ほど、町長の答弁の中で、電話での催告や臨戸徴収という答弁がございましたが、これは新年度に向けてということと現在では行われていないというふうに認識しているわけですが、新年度においてこの催告通知の徹底と電話での対応を求めるわけですが、先ほど行うということでしたので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

催告通知を送付したから納税者が見ていることを前提にするのは間違いです。この間、特定検診で未検診者への保健センターからの電話連絡、あるいはコールセンター、先ほど高橋課長の答弁にありましたけれども、これらの催促によって受診率を上げ、本来の目的である早期の発見、治療につながり、電話がありがたかったというふうな声をよく聞きます。

今の徴収室の体制でこの事業ができるのか、その点での対応について伺います。

三点目は、トップランナー方式についてです。

二〇一六年から導入されたトップランナー方式は、学校用務員の事務、体育館・プール管理など十八事業を対象にしています。そこで心配されるのは、例えば直営で自校単独方式の学校給食、これは教育と位置づけた中で県下を誇れる施策だと私は思っておりますが、これらへの民間委託、あるいは西濃圏域の自治体で先駆けて町単独で配置した図書館司書の民営化には、私は断固反対です。

この点でのこういうことが具体的に、これは小さな町でも検討

されるべきですので、検討されているかどうかという点について確認をしておきたいと思います。

また、最後の再質ですが、総務課長に答弁を求めます。

トップランナー方式では、財政上、メリットがあるのでしょうか。

○議長（青山貞一君） 養老町長 大橋孝君。

○町長（大橋 孝君） 再質の一点目でございますけれども、一三〇〇年祭と、それから公共料金の値上げにつながるのではという

ような御質問でございますけれども、一三〇〇年祭事業につきましては、通常の観点から予算編成をしたのではなく、基金や寄附金などを財源としております。

また、執行に当たっても事業費の精査や、国の地方創生推進交付金や県の補助金、各財団の助成金などの確保に努めており、イベントの実施によって公共料金にはね返るといようなことはございません。

経費の抑制についてでございますけれども、入るをはかりて出るを制するとした財政経営と、不断の経費削減の取り組みが不可欠であります。毎年定めております予算編成方針にも、将来にわたって持続可能な財政構造を構築するため、これまで以上に行財政運営の合理化、効率化に努め、町が直面している課題を認識した上で予算編成に当たるよう努力することを上げております。

具体的には、持続可能な財政運営の推進として経営的経費は義務的経費——人件費、医療費、公債費でございますが——を除き、マイナス三％シーリングにすることや、国・県の動向に注視し、新たな財源確保を積極的に行うこと、それから安易に町債を財源とすることを慎むこと、また交付税算入される有利な起債を活用することなどが盛り込まれておりますし、行財政改革の推

進として八つの視点から取り組むことなどが盛り込まれております。

それから、二点目でございますけれども、ひとつ議員のほうがお聞き間違いをしておみえになるというふうに思いますけれども、私、先ほど臨戸徴収と申し上げたのではなく、臨戸調査というふうに申し上げまして、徴収のほうをやっていくというこのためには人的要因等もございしますので、今後ちよつと詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

電話催告につきましては、徴収員等のより一層の奮起を促していきたいというふうに考えております。

それから三点目、トップランナーのほうは総務部長のほうで答弁させていただきますので、私のほうは以上の二点でお願いします。

○議長（青山貞一君） 田中総務部長、答弁。

○総務部長兼総務課長（田中 信行君） それでは、先ほどの水谷議員の御質問にお答えいたします。

トップランナー方式は財政上のメリットがあるのかどうかというところでございますが、トップランナー云々ではなくて、自治体の行財政改革を進めるということで、歳出の効率化を図るところで財政上のメリットはあると思います。以上でございます。

○議長（青山貞一君） 古川税務課長、答弁。

○総務部税務課長（古川 一夫君） 済みません、先ほど水谷議員に確定申告の関係で私が無適切な発言をさせていただきました。ここで訂正しておわびさせていただきます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（青山貞一君） 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 昨年（夏）、多額の滞納を解消すること

ができた事案に同席した経験があります。滞納していることにいつも引け目を感じ、役場に行かなければいけないときは逃げるように用事を済ませ、帰宅後、惨めな自分が情けなかったと言われました。

また、この間、職員の方が専門的にアドバイスをしていただいたり、完納と一緒に喜んでいただいたり、今後の生活のことも心配してくださり、本当にうれしく、いただいた名刺はお守りにするというようなことを言われました。私は、対応した職員に頼もしさと誇りを覚えました。

振り込みでは納税者の顔がわかりませんが、納税相談等では職員の方と納税者の信頼が築かれます。計画的な出張納税相談、臨戸調査が臨戸徴収に進めるための、滞納者への顔の見える納税事務を求め、今回の質問を終わります。

○議長（青山貞一君） 以上で、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（青山貞一君） 会議を閉じます。

なお、議会最終日は、あす十二月二十二日金曜、午前九時三十分より再開をいたします。本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後二時十五分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成二十九年十二月二十一日

議長 青山 貞一

議員 長 澤 龍 夫

議員 大 橋 三 男

